

# 新城市第3次地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

地域の困りごとは地域のみんなで解決！

山の凜しんしろ 福祉のまちづくり



令和2年3月

新城市

新城市社会福祉協議会



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画の策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画期間.....	10
4 計画の策定体制.....	10
<b>第2章 新都市の状況</b> .....	<b>11</b>
1 新都市の地域福祉を取り巻く現状.....	11
2 各地域自治区の状況.....	18
3 前計画の評価及び課題.....	28
4 新都市の地域福祉の推進に向けた重点課題.....	40
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>42</b>
1 基本理念.....	42
2 基本目標.....	43
3 施策体系.....	44
<b>第4章 地域福祉の推進</b> .....	<b>45</b>
基本目標1 「地域力」を高める.....	45
基本目標2 「解決力」を高める.....	52
基本目標3 「尊厳が守られる」環境をつくる.....	58
成果目標.....	65

<b>第5章 計画の推進体制</b> .....	<b>66</b>
1 計画の推進体制.....	66
2 関係機関等との連携体制の整備.....	68
<b>参考資料</b> .....	<b>69</b>
1 新城市地域福祉計画策定委員会条例.....	69
2 新城市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	71
3 策定経過.....	72
4 用語解説.....	73

注1 本文中「※」印の表示について

専門的な用語の解説は、参考資料「4 用語解説」を参照ください。



# 計画の策定にあたって

## 1 計画の策定の背景と趣旨

### (1) 社会的な背景

本格的な人口減少社会の到来、核家族化の急速な進行、社会構造の変化、人々の価値観や考え方、ライフスタイルの多様化等により、かつてあったような地域住民のつながりが希薄化していき、地域社会との関わりから離れて、孤立して生活している人が増加しています。

また、高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯の8050問題や介護と育児に同時に直面する世帯のダブルケア<sup>※</sup>など複合的な問題の増加、虐待、社会からの孤立など、既存のサービスだけでは対応しきれない制度の狭間といわれる新たな課題が顕在化しています。

そのような状況を踏まえ、国においては、福祉は「与えるもの」、「与えられるもの」といったように、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく生きがいを持てる社会「地域共生社会<sup>※</sup>」の考え方が、平成28年7月に示されました。

地域共生社会<sup>※</sup>の実現のためには、「他人事」になりがちな地域づくりの取り組みを地域住民が「我が事」として主体的に取り組める仕組みを市町村が作っていくとともに、様々な福祉サービスへつなぐ「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進め、対象者ごとに整備されている「縦割りの」福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくよう、サービスの充実や専門人材の育成、活用を図ることが必要です。

## (2) 法律等の動向

国においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験から、災害対策基本法が改正（平成 25 年 6 月）され、高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者に対する、災害時に備えた日頃からの地域での見守り・支え合いの体制が強化され、また、介護保険法の改正（平成 27 年 4 月）により、誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>」の構築が推進されています。

また、生活困窮者自立支援法<sup>\*</sup>（平成 27 年 4 月施行）において、自治体は生活困窮者<sup>\*</sup>に対する相談窓口を設置し、自立に向けた生活全般にわたる包括的な支援を行うなど支援の拡充を図ることが求められ、そして、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月施行）においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すといった方向性が示されました。

平成 28 年には、成年後見制度<sup>\*</sup>の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行され、市町村の区域における成年後見制度<sup>\*</sup>の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画の策定について努力規定が設けられました。

平成 29 年の介護保険法等の一部改正（平成 29 年法律第 52 号）では、地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の強化のため社会福祉法<sup>\*</sup>の一部が改正され、地域福祉計画に、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」と「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」についての記載が求められています。また、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられました。（平成 30 年 4 月 1 日施行）。

さらに、平成 29 年 12 月の市町村地域福祉計画策定ガイドライン制定により、地域福祉の推進において、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことが求められています。

### (3) 新都市が考える地域福祉とは

新都市においては、少子・高齢化や人口減少が進む中、地域における支え合う力が失われつつあります。また、孤立、生活困窮、虐待など生活課題が複雑化、潜在化しており、子ども、障がいのある人、高齢者等の対象者ごとに設定された既存の福祉制度では対応が難しい問題も増加しています。

そのため、すべての人が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、地域のあらゆるつながりを大切に、誰ひとり取り残されることなく互いに支え合う関係や、仕組みづくりを行う「地域福祉」の推進が必要とされています。

そのような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取り組みが生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められています。

新都市では、第1次地域福祉計画策定後の平成25年度に「地域自治区制度」がスタートしたことから、第2次地域福祉計画では、市内を10地区に分けた地域自治区を、それぞれの地域の実情に即した活動ができる範囲として、地域福祉活動を展開しています。地域福祉活動の推進主体は、市民・各地域であり、今後も、地域福祉活動の主体として機能するよう、取り組みの活性化を支援していきます。

また、各地区に共通する福祉課題に対しては、地区での活動を主体としながら市、新都市社会福祉協議会と連携し、地域福祉力の向上を図り課題の解決につなげます。

専門的な支援体制については、子ども、障がいのある人、高齢者等の各対象の相談体制や地域ケア会議等の多職種の専門職による解決につなげる仕組みもできてきています。一方で、ダブルケア<sup>\*</sup>、ひきこもり<sup>\*</sup>などの相談については、市内に専門的な相談機関はないものの、各対象の相談機関がその都度の状況に応じて解決につなげている状況です。

このような福祉の支援が必要でありながら、制度の狭間の問題で困難に陥っている人への対応としては、地域での早期発見と、相談から解決につなげるための伴走型支援が重要であり、福祉専門職を活用したアウトリーチ<sup>\*</sup>による支援方法の検討と、福祉専門職同士の連携により、専門的な支援につなげ、解決に向けて取り組んでいきます。

#### (4) 策定の趣旨

平成30年度に策定された「第2次新城市総合計画」では、本市の将来都市像を『つながる力 豊かさ開拓 山の<sup>みなと</sup>湊しんしろ』としています。本市の特性を踏まえ、将来や世界へのつながり、郷土愛や命をつないでいく人々の姿、新たな暮らしを発信し、山の湊として発展する姿、そして、新たな人材や価値を創造し続ける「創造都市」としての姿を目指しています。

また、「第2次新城市総合計画」でまちづくりの柱として位置づけている「ひと」「ちいき」「まち」の充実に向けては、「つながる力」を「まちづくりの原動力」とし、豊かさは物質的・経済的な価値観だけではなく、人それぞれの価値観（個人の趣味や仲間との地域活動、子育ての喜びや日々の暮らしなど）で満足を実感するものです。

一方、各地域自治区では、地域の将来像や地域の方向性、住民の思いなど、地域住民が共有するものとして地域計画を策定しています。総合計画は、地域計画と相互補完の関係を保ちながら、まちづくりを進めていきます。

#### 【総合計画と地域計画の関係イメージ】



新城市第2次地域福祉計画の計画期間が令和元年度に満了することに伴い、計画の見直しを行います。見直しにあたっては、第2次計画の基本理念を引き継ぎながら、総合計画との整合性を図るとともに、これまでの本市の地域福祉の取り組みの評価を行い、社会情勢の変化や新たな地域課題への対応を図ることで、人々が住み慣れた地域の中で、地域の住民等と「つながる力」で「豊かさ開拓」することにより、人が地域が輝き、新城市の未来が明るく開かれ、地域の魅力が向上する社会の実現を目指します。

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法律の位置づけ

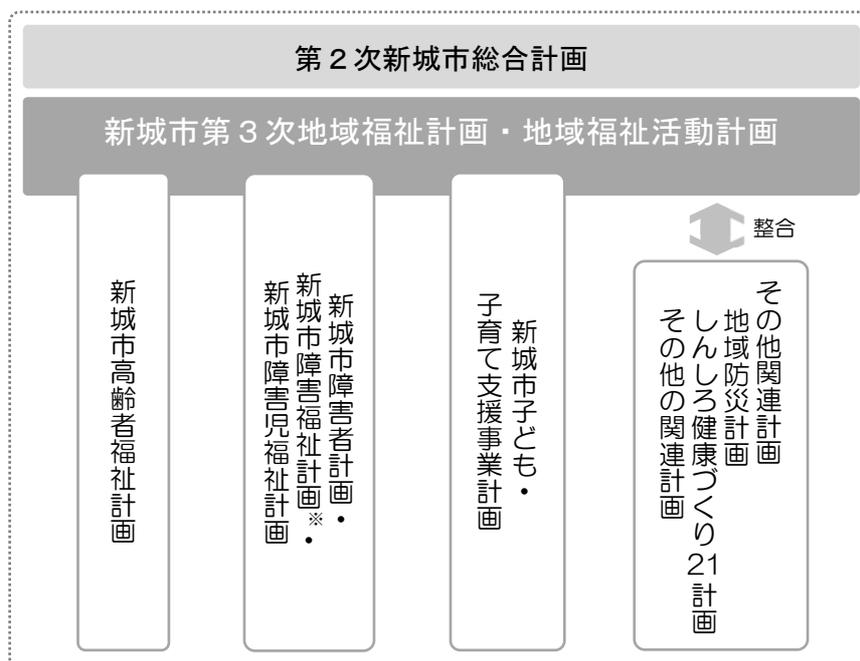
この計画は、社会福祉法<sup>※</sup>第 107 条に規定する市町村地域福祉計画です。

### (2) 分野別計画・関連計画との関係

地域福祉計画は、新城市総合計画を踏まえ、身近な地域で地域福祉を推進するための計画であり、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

また、住民・各種団体・福祉関連事業所等が、地域福祉推進のため取り組む事業の項目・内容への誘導策を整理し市としての地域福祉推進に関わる地域福祉計画と、地域福祉推進を実働的に担う社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体として策定しました。

#### [ 位置づけ図 ]



### (3) 関連法規

#### 【参考】 社会福祉法※

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法※第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(平成 30 (2018) 年 4 月 1 日施行)

## 【その他】 地域福祉計画に盛り込む事項

### ○ 要配慮者<sup>\*</sup>の支援（避難行動要支援者）

平成 19（2007）年8月に、厚生労働省から「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」が示され、市町村地域福祉計画に要援護者の把握や情報共有等に関する事項を盛り込むことが示されています。

平成 25（2013）年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者<sup>\*</sup>）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けること等が規定されました。

### ○ 介護保険法の改正

平成 27（2015）年4月に介護保険法が改正されました。改正のポイントとしては、介護保険制度を持続可能なものとするため、「地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築」と「費用負担の公平化」を大きな目的としています。

「地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>の構築」では、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年以降は、医療や介護の需要のさらなる増加が見込まれることから、令和7（2025）年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>）の構築を推進しています。

### ○ 生活困窮者<sup>\*</sup>の支援

平成 24（2012）年10月に、全国社会福祉協議会から「社協・生活支援活動強化方針」が示されました。また、平成 25（2013）年1月には、厚生労働省から「社会保障審議会生活困窮者<sup>\*</sup>の生活支援の在り方に関する特別部会 報告書」が示されています。

平成 26（2014）年3月には「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」が厚生労働省より通知されました。

#### 【市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項】

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者<sup>\*</sup>の把握等に関する事項
3. 生活困窮者<sup>\*</sup>の自立支援に関する事項
4. その他の留意事項等

#### 【新たな生活困窮者支援制度の基本的な考え方】

新たな生活困窮者支援制度は、生活困窮者<sup>\*</sup>に対し、生活保護受給に至る前の段階で早期に支援を行うとともに、必要に応じて生活保護受給者も活用できるようにすることにより、困窮状態からの早期脱却を図るものです。

## ○ 障害者差別解消法の施行

障害者への差別を解消するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が平成 28（2016）年 4 月に施行されました。

障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮<sup>\*</sup>を提供する義務等が定められています。

## ○ 成年後見制度利用促進法に基づく計画の策定

平成 28（2016）年 5 月 13 日に、成年後見制度<sup>\*</sup>の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行されました。

第 14 条第 1 項に基づく計画（国が定める成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、本市の区域における成年後見制度<sup>\*</sup>の利用の促進に関する施策についての基本的な計画。以下「成年後見制度利用促進計画」という。）を盛り込みます。

### 3 計画期間

計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢の変化や大きな制度の改正、関連する個別計画との整合に柔軟に対応できるよう、計画策定から3年目に中間見直しを行います。

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総合計画	第2次新城市総合計画							
	前期計画				中期計画			
地域福祉計画	策定作業	新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画					新城市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画	
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	第7期新城市 高齢者福祉計画		第8期新城市 高齢者福祉計画			第9期新城市 高齢者福祉計画		
障害者計画	第2期新城市障害者計画					第3期新城市障害者計画		
障害福祉計画※ 障害児福祉計画	第5期新城市 障害福祉計画※ 第1期新城市 障害児福祉計画		第6期新城市 障害福祉計画※ 第2期新城市 障害児福祉計画			第7期新城市 障害福祉計画※ 第3期新城市 障害児福祉計画		
子ども・子育て 支援事業計画	第1期	第2期新城市 子ども・子育て支援事業計画					第3期子ども・ 子育て支援事業 計画	

### 4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、計画策定への住民参加を実現するために、市民アンケート調査と団体アンケート調査を実施しました。また、幅広い分野の関係者を委員とする「新城市地域福祉計画策定委員会」において審議をしております。

- 市民アンケート調査（平成29年8月4日～8月21日）
  - 新城市在住の18歳以上の市民（無作為抽出）2,000人
  - 郵送配布・回収による調査方法（回収687部）回収率34.4%
- 団体アンケート調査（平成31年1月11日～1月25日）
  - 新城市内の福祉関係機関・サービス提供事業所、福祉関係のボランティア・NPO※活動団体101団体
  - 郵送配布・回収による調査方法（回収74部）回収率73.3%



## 第2章

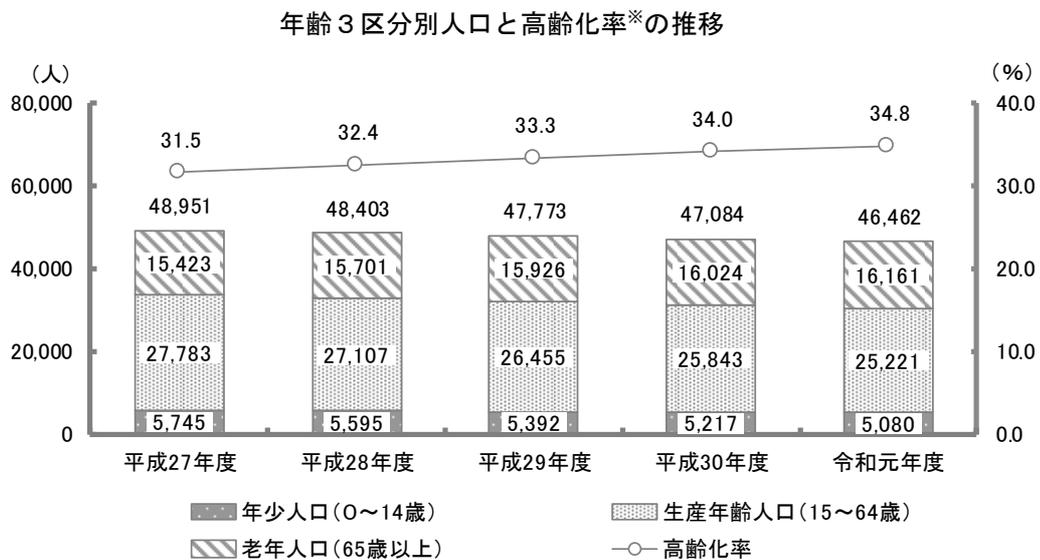
# 新城市の状況

### 1 新城市の地域福祉を取り巻く現状

#### (1) 人口・世帯状況

##### ① 年齢3区分別人口と高齢化率\*の推移

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和元年度で46,462人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加し、令和元年度の高齢化率\*は34.8%となっています。

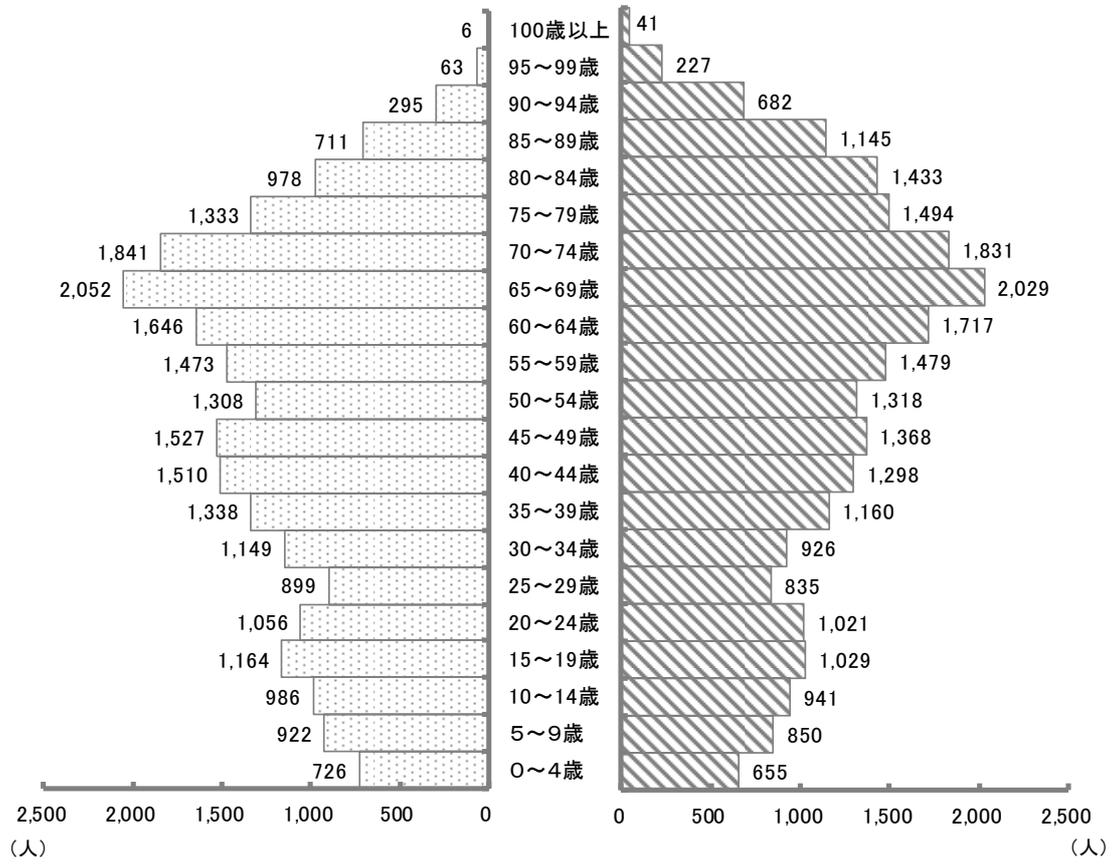


資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

# 人口ピラミッド

【 男性 】

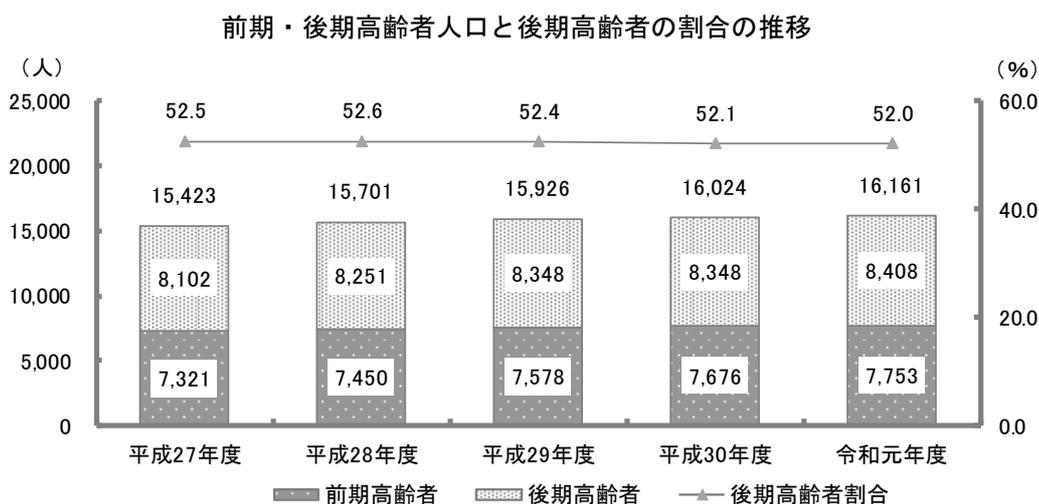
【 女性 】



資料：住民基本台帳（平成 31 年 4 月 1 日現在）

## ②前期・後期高齢者人口と後期高齢者の割合の推移

本市の前期高齢者と後期高齢者の推移をみると、前期高齢者、後期高齢者ともに増加しており、令和元年度では前期高齢者は7,753人、後期高齢者は8,408人となっています。高齢者に占める後期高齢者の割合※は、わずかですが減少傾向にあります。

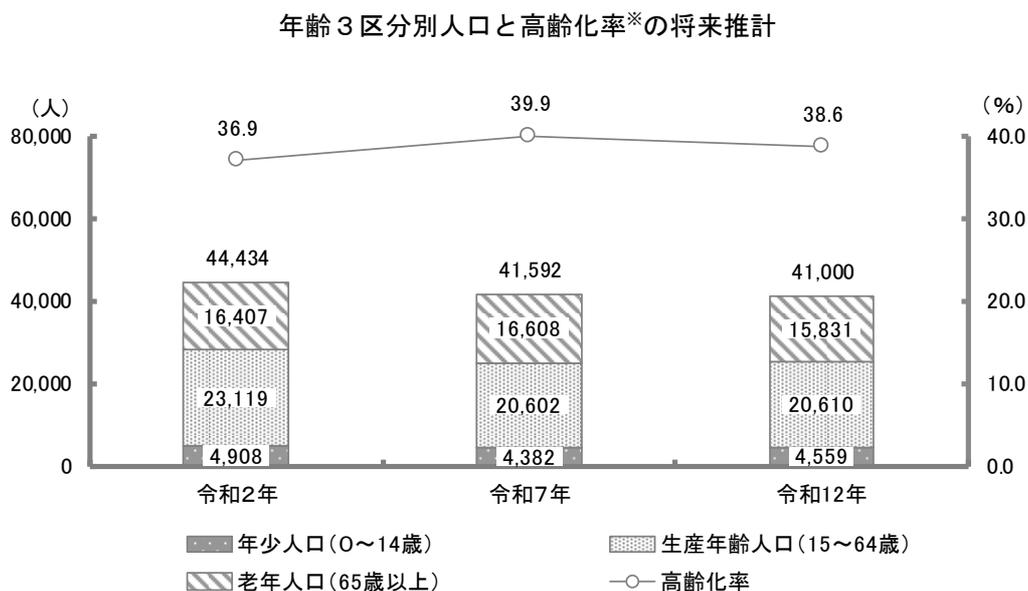


※後期高齢者割合は、高齢者人口に占める後期高齢者の割合

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

## ③年齢3区分別人口と高齢化率※の将来推計

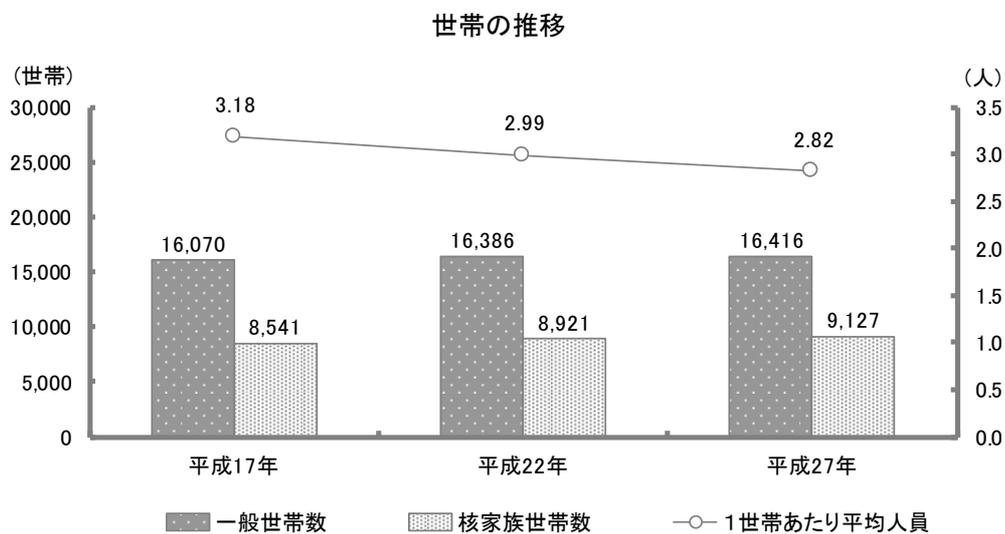
本市の将来推計をみると、将来人口は減少し、高齢化率※については、令和7年には約4割と予測されています。



資料：令和2年、7年は国立社会保障・人口問題研究所  
令和12年は新城市による推計

#### ④ 世帯の推移

核家族世帯数は年々増加しており、平成 27 年で 9,127 世帯となっています。また、1 世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成 27 年で 2.82 人となっています。

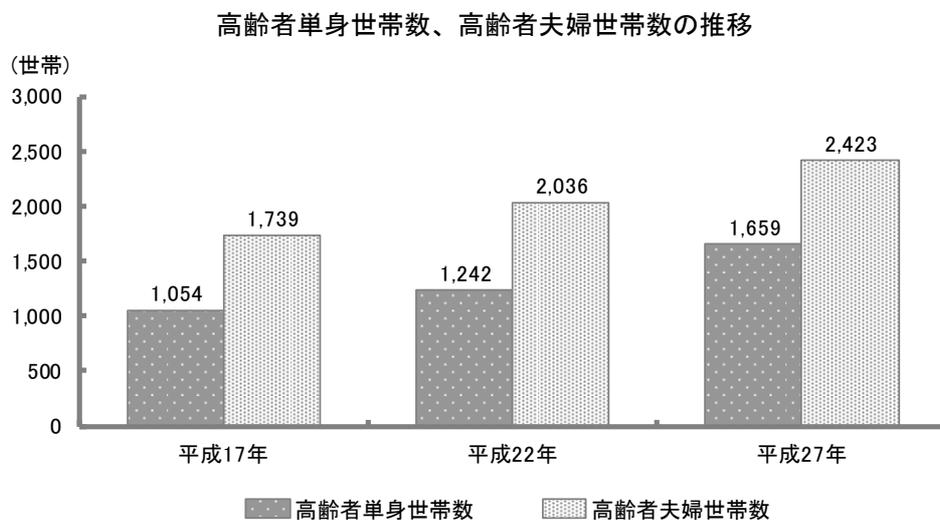


資料：国勢調査

## (2) 高齢者の状況

#### ① 高齢者単身世帯数、高齢者夫婦世帯数の推移

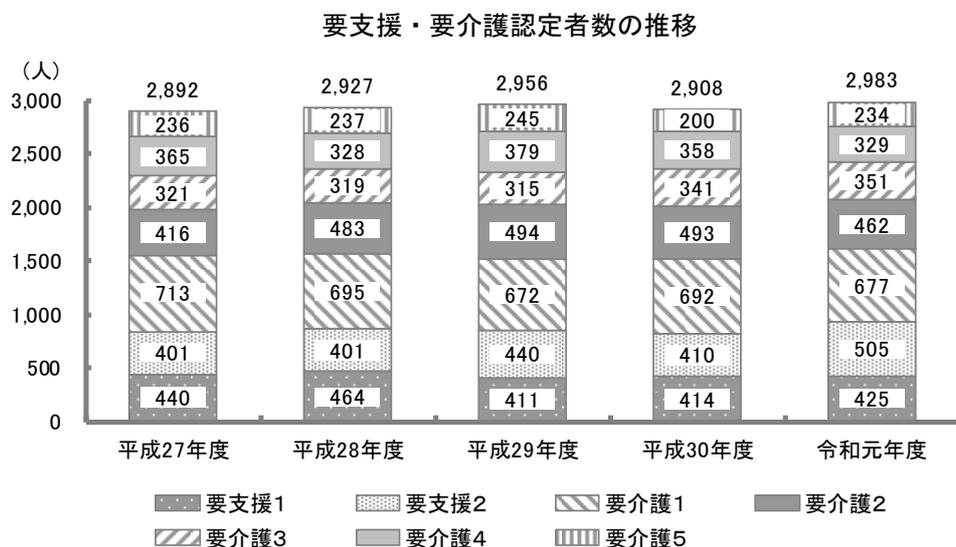
高齢者単身世帯数は、平成 17 年と比較して、平成 27 年は 1.6 倍の 1,659 世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成 17 年と比較して、平成 27 年は 1.4 倍の 2,423 世帯となっています。



資料：国勢調査

## ② 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和元年度は 2,983 人となっています。

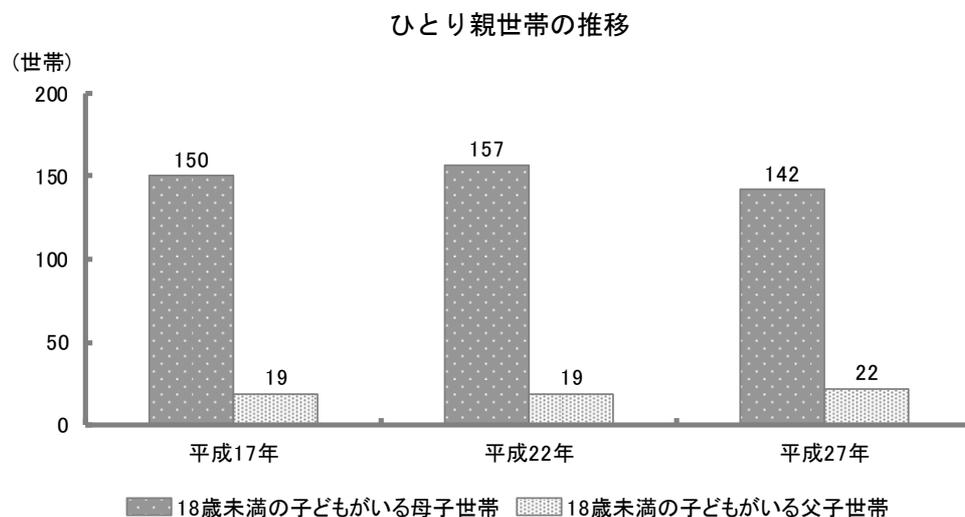


資料：しんしろの福祉（各年度4月1日現在）

## （3）ひとり親家庭の状況

### ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は増減しており、平成27年で142世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は、平成27年で22世帯となっています。

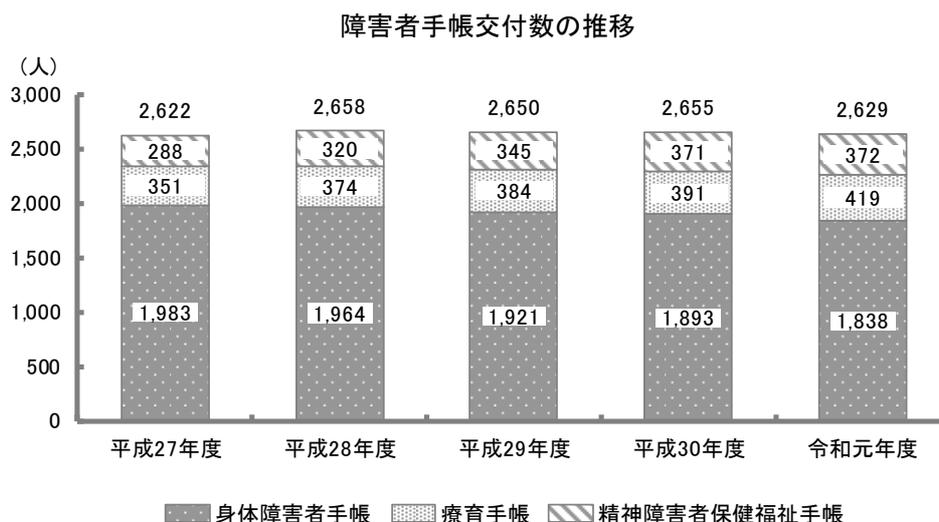


資料：国勢調査

## (4) 障がいのある人の状況

### 障害者手帳所持者数の推移

各障害者手帳所持者数を平成27年度と令和元年度で比較すると、身体障害者手帳\*所持者数は0.9倍で1,838人、療育手帳所持者数は1.2倍で419人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1.3倍で372人となっています。

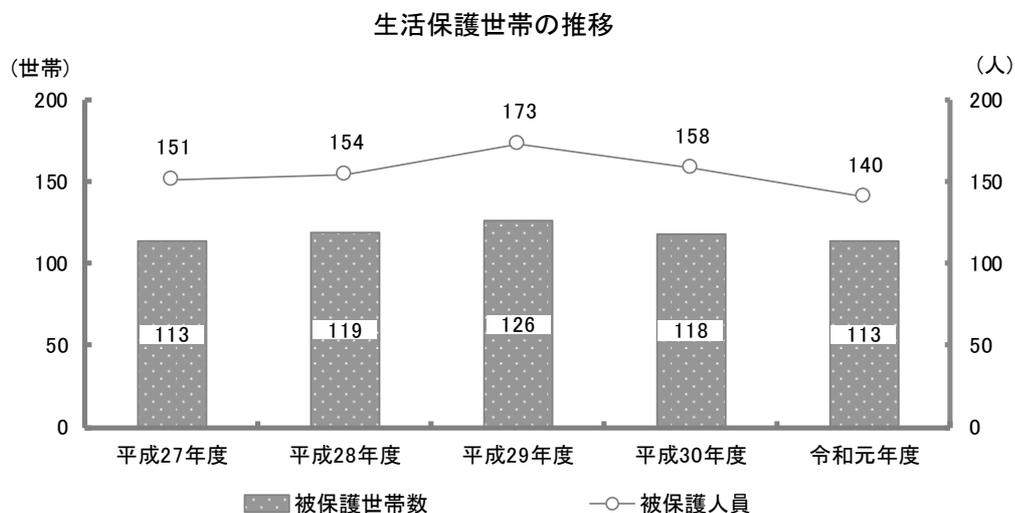


資料：しんしろの福祉（各年度4月1日現在）

## (5) 生活保護の状況

### 生活保護世帯の推移

被保護世帯数、被保護人員は平成29年度より減少傾向にあり、令和元年度の被保護世帯数は113世帯、被保護人員は140人となっています。

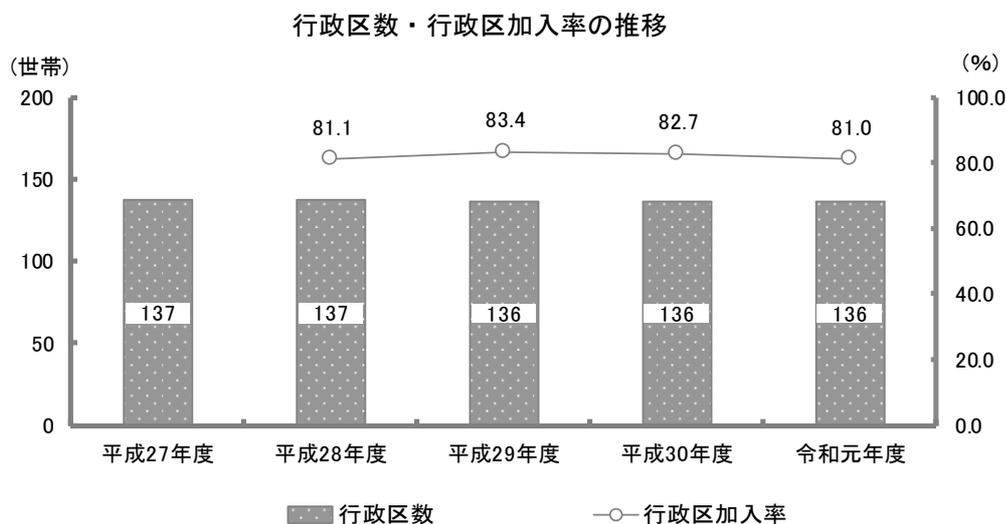


資料：しんしろの福祉（各年度4月1日現在）

## (6) 行政区の状況

### 行政区数・行政区加入率の推移

行政区数、行政区加入率は減少傾向にあり、令和元年度の行政区数は 136 行政区、行政区加入率は 81.0%となっています。

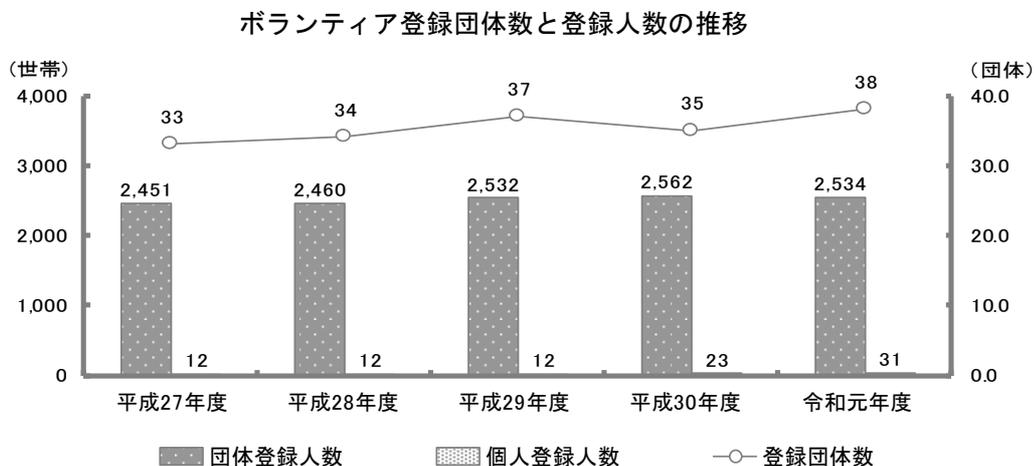


資料：市の統計（平成 28 年度は 6 月 1 日、平成 29 年度以降は 2 月 1 日現在）

## (7) ボランティアの状況

### ボランティア登録団体数と登録人数の推移

ボランティア登録団体数は平成 30 年度は前年度より減少しましたが増加傾向にあり、令和元年度の登録団体数は 38 団体となっています。また、登録人数は平成 30 年度までは増加傾向にあり、令和元年度の団体登録人数は 2,534 人、個人登録人数は 31 人となっています。



資料：社協の統計（各年度 4 月 1 日現在）

## 2 各地域自治区の状況

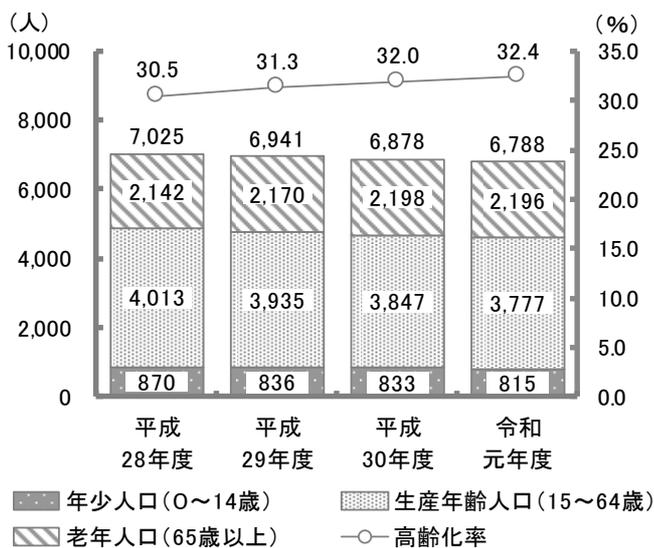
### (1) 新城地域自治区

#### 【新城地域自治区】

新城地域自治区の人口は、平成 28 年度以降減少し、令和元年度では 6,788 人となっています。年齢3区分別にみると、0～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢化率<sup>\*</sup>は増加しており、令和元年度には 32.4%となっています。

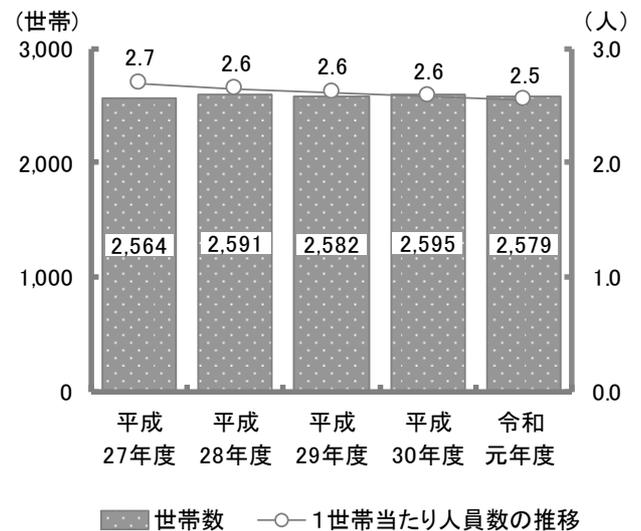
世帯数は、過去5年間は増減を繰り返しており、令和元年度では 2,579 世帯となっています。1 世帯当たり人員数は減少しており、令和元年度では 2.5 人となっています。

■ 年齢 3 区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

■ 世帯数・1 世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

#### 【新城地域自治区の福祉課題 新城地域計画より】

- 要援護者の把握
- 高齢者の働ける場所の創出
- 高齢者が社会参加できる仕組み
- 元気な高齢者の力の発揮

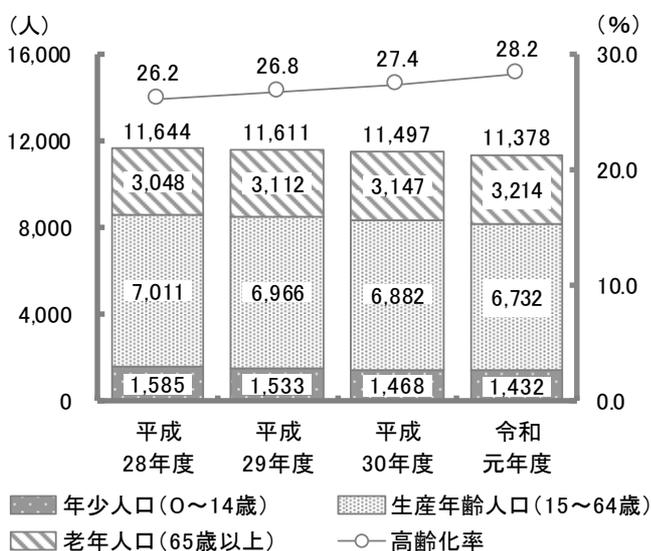
## (2) 千郷地域自治区

### 【千郷地域自治区】

千郷地域自治区の人口は、平成28年度以降減少し、令和元年度では11,378人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢化率※は増加しており、令和元年度には28.2%となっています。

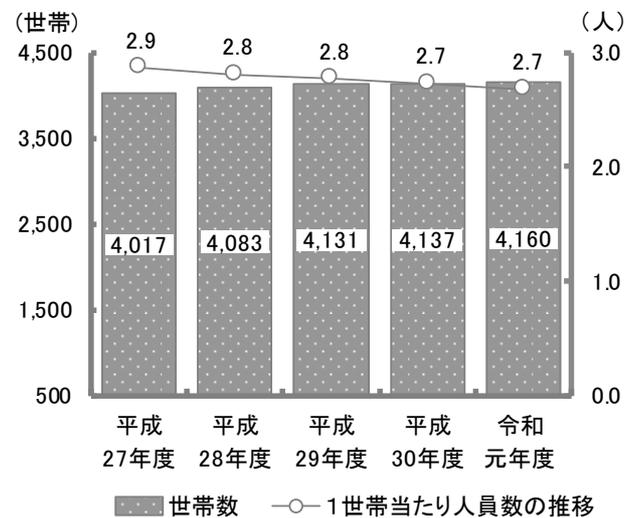
世帯数は、平成27年度以降増加し、令和元年度では4,160世帯となっています。一方、1世帯当たり人員数は減少しており、令和元年度では2.7人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

### 【千郷地域自治区の福祉課題 千郷地域計画より】

- ・高齢者の通院、買い物難民
- ・高齢者の健康維持、認知症※予防対策
- ・住民相互の交流不足（高齢者と子どもなど）
- ・要援護者の避難方法の徹底

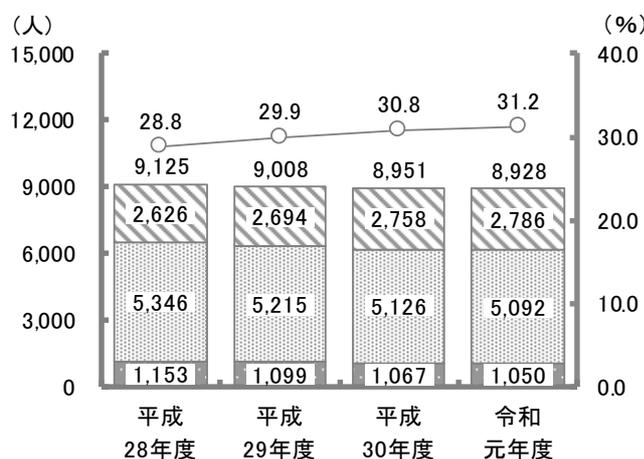
### (3) 東郷地域自治区

#### 【東郷地域自治区】

東郷地域自治区の人口は、平成 28 年度以降減少し、令和元年度は 8,928 人となっています。年齢3区分別にみると、0～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢化率\*は増加しており、令和元年度には 31.2%となっています。

世帯数は、平成 29 年度に減少しましたが、平成 30 年度以降再び増加に転じており、令和元年度では 3,246 世帯となっています。一方、1 世帯当たり人員数は減少しており、令和元年度では 2.7 人となっています。

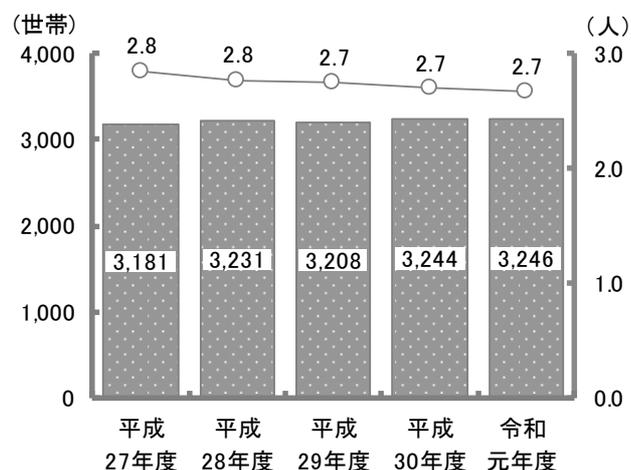
■ 年齢 3 区分別人口の推移



■ 年少人口(0～14歳) ■ 生産年齢人口(15～64歳)  
 ■ 老年人口(65歳以上) ○ 高齢化率

資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

■ 世帯数・1 世帯当たり人員数の推移



■ 世帯数 ○ 1 世帯当たり人員数の推移

資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

#### 【東郷地域自治区の福祉課題 東郷地域計画策定資料より】

- ・ 高齢者が困らない環境づくり（買い物、ゴミ出し、病院への通院など）
- ・ 地域ぐるみで高齢者の見守り、子育て
- ・ 世代間交流の機会や場所の創出
- ・ 防災情報の共有（高齢者世帯・障がい者世帯等の把握）
- ・ 地域リーダー・地域コーディネーターの育成

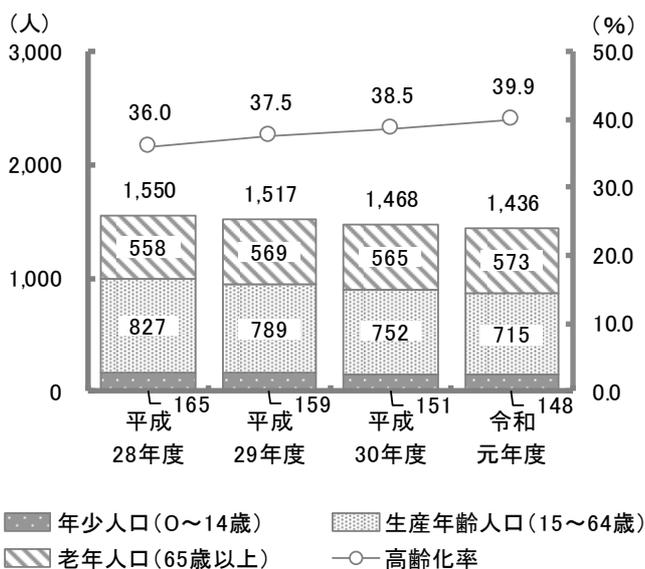
## (4) 舟着地域自治区

### 【舟着地域自治区】

舟着地域自治区の人口は、平成 28 年度以降減少し、令和元年度では 1,436 人となっています。年齢3区分別にみると、0～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢化率\*は増加しており、令和元年度は 39.9%となっています。

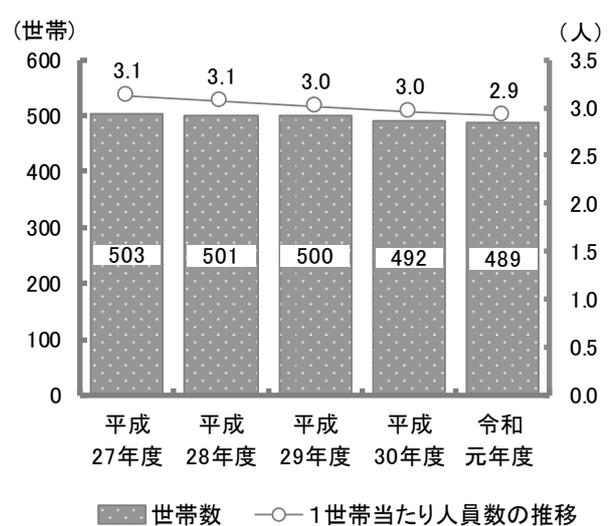
世帯数は、平成 27 年度以降減少傾向となっており、令和元年度では 489 世帯となっています。1 世帯当たり人員数も減少しており、令和元年度では 2.9 人となっています。

■年齢 3 区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

■世帯数・1 世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

### 【舟着地域自治区の福祉課題 舟着地区コミュニティ計画より】

- ・生活環境の変化や人とのつながりに対応
- ・高齢者や体の不自由な方、要介助高齢者世帯等の把握
- ・環境保全や文化伝承等の活動をしているボランティア団体を支援
- ・元気高齢者の熟成や運動不足の解消
- ・健康の保持と世代間を超えたふれあいの場づくり

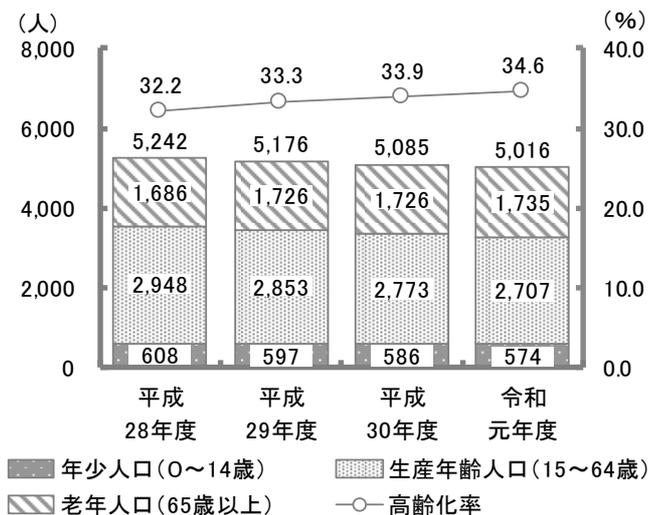
## (5) 八名地域自治区

### 【八名地域自治区】

八名地域自治区の人口は、平成 28 年度以降減少し、令和元年度では 5,016 人となっています。年齢3区分別にみると、0～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢化率※は増加しており、令和元年度には 34.6%となっています。

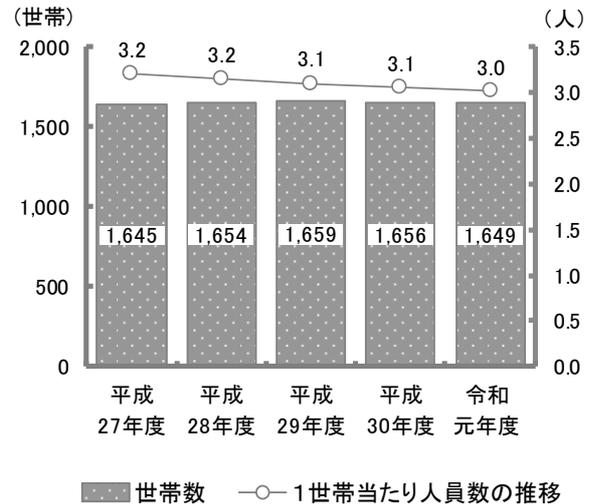
世帯数は、平成 29 年度までは増加していましたが、平成 30 年度以降減少に転じており、令和元年度では 1,649 世帯となっています。1 世帯当たり人員数も減少しており、令和元年度では 3.0 人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

### 【八名地域自治区の福祉課題 八名地域計画より】

- ・高齢者・障がい者のニーズ、参加できる活動、利用できるサービス等の把握
- ・健康相談の場
- ・地域の方々の知識や技術の発揮の場
- ・世代間交流による地域活性化

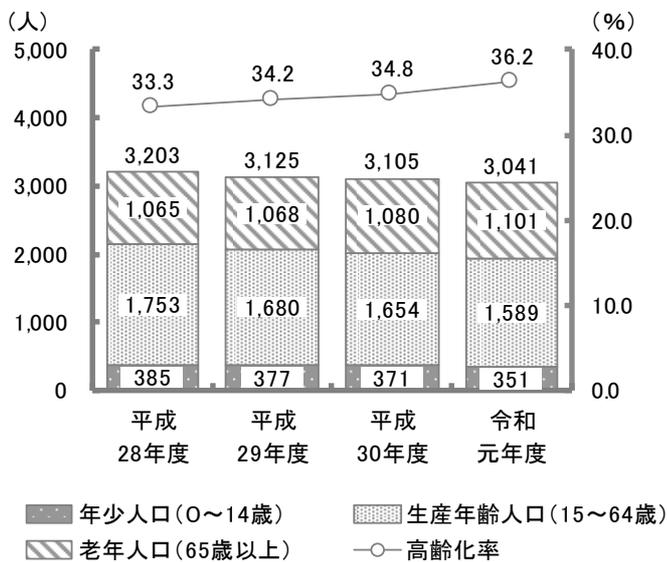
## (6) 鳳来中部地域自治区

### 【鳳来中部地域自治区】

鳳来中部地域自治区の人口は、平成28年度以降減少し、令和元年度では3,041人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口は減少傾向となっています。一方、高齢化率\*は増加しており、令和元年度には36.2%となっています。

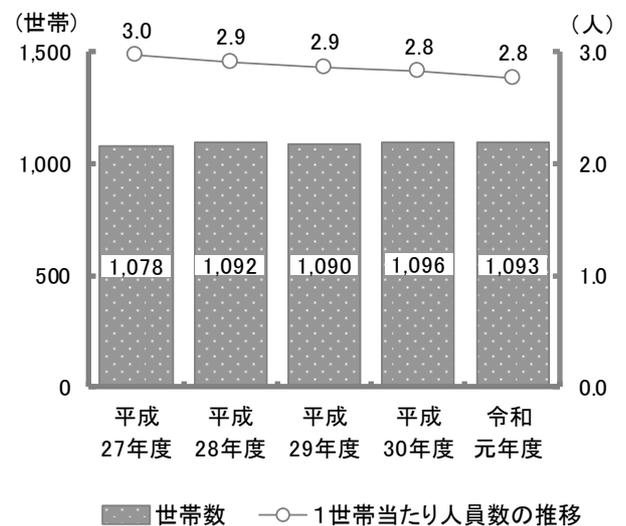
世帯数は、過去5年間は増減を繰り返しており、令和元年度では1,093世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、令和元年度では2.8人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

### 【鳳来中部地域自治区の福祉課題 鳳来中部地域計画より】

- ・災害時要援護者\*の状況把握
- ・ひとり暮らし高齢者の増加及び高齢者の交流場所の確保
- ・介護者の負担軽減
- ・若者の地域活動離れ、担い手不足

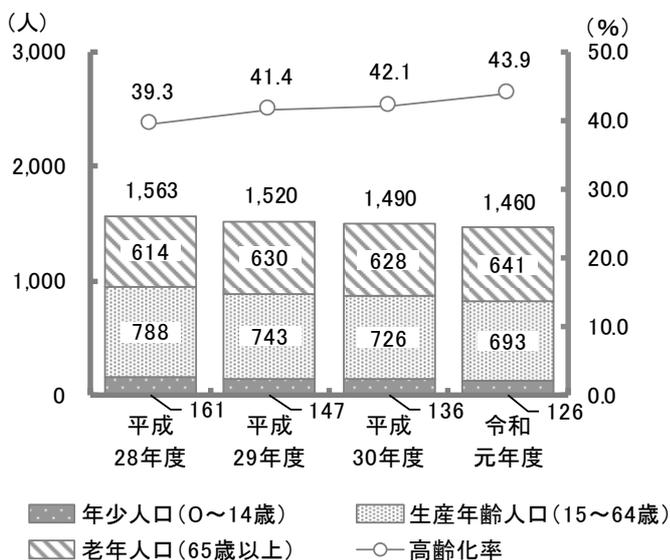
## (7) 鳳来南部地域自治区

### 【鳳来南部地域自治区】

鳳来南部地域自治区の人口は、平成28年度以降減少し、令和元年度では1,460人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢化率※は平成27年度以降増加しており、令和元年度には43.9%となっています。

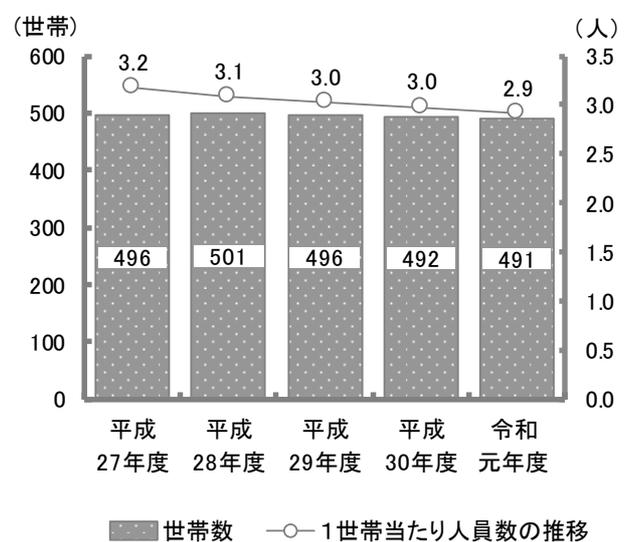
世帯数は、平成28年度までは増加していましたが、平成29年度以降減少に転じており、令和元年度では491世帯となっています。1世帯当たり人員数は減少しており、令和元年度では2.9人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

### 【鳳来南部地域自治区の福祉課題 鳳来南部地域計画より】

- ・地域力・防災力＝コミュニティ強化
- ・高齢者の孤立防止や見守り体制の確立
- ・ひとり暮らし世帯や高齢者世帯など情報弱者対策
- ・買い物や通院など交通弱者支援

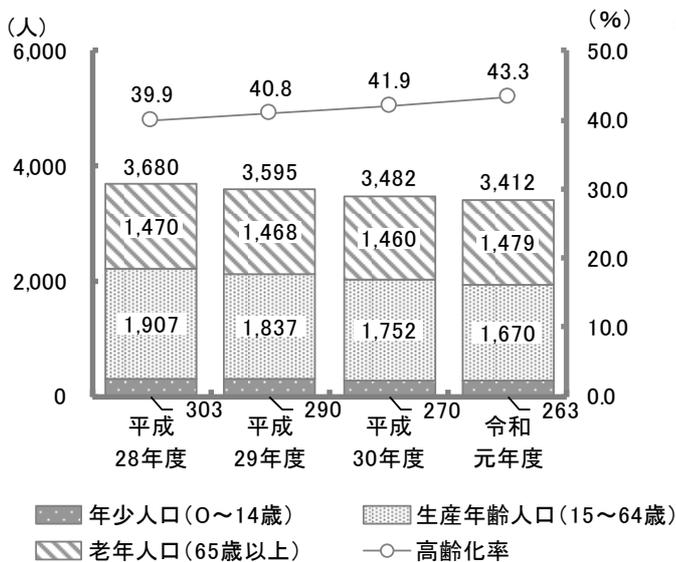
## (8) 鳳来東部地域自治区

### 【鳳来東部地域自治区】

鳳来東部地域自治区の人口は、平成 28 年度以降減少し、令和元年度では 3,412 人となっています。年齢 3 区分別にみると、0～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向となっています。一方、高齢化率\*は増加しており、令和元年度には 43.3%となっています。

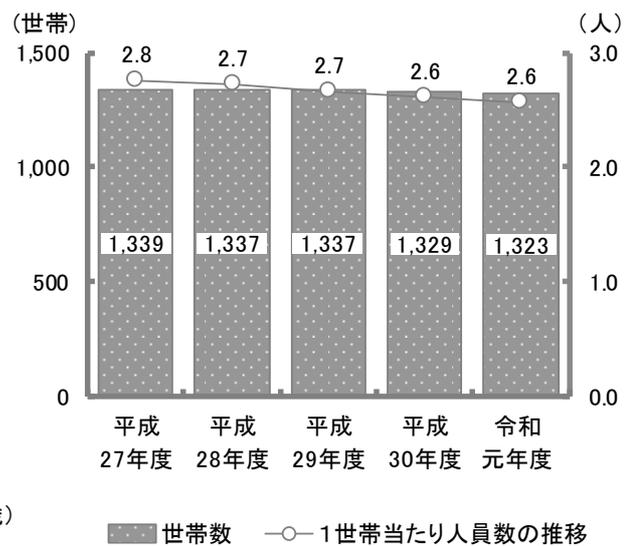
世帯数は、平成 27 年度以降減少傾向となっており、令和元年度では 1,323 世帯となっています。1 世帯当たり人員数も減少しており、令和元年度では 2.6 人となっています。

■年齢 3 区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

■世帯数・1 世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

### 【鳳来東部地域自治区の福祉課題 鳳来東部地域計画より】

- ・地域活動の担い手不足
- ・買い物など地域サービスが撤退
- ・高齢者世帯、ひとり暮らし高齢者の増加

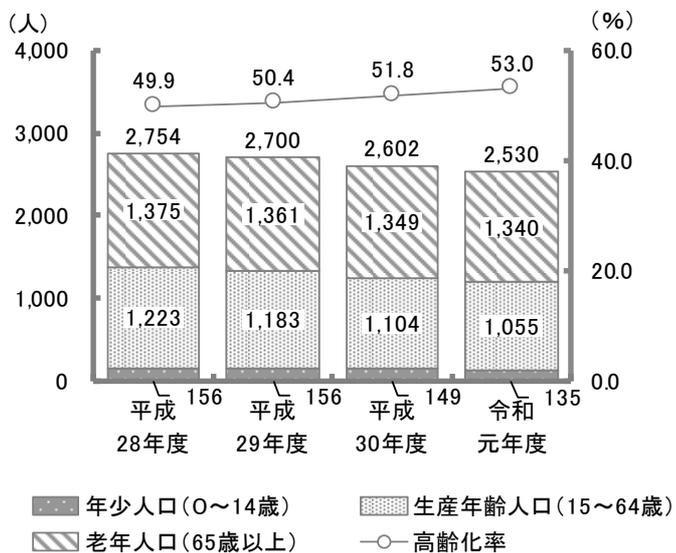
## (9) 鳳来北西部地域自治区

### 【鳳来北西部地域自治区】

鳳来北西部地域自治区の人口は、平成28年度以降減少し、令和元年度では2,530人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口及び15～64歳の生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢化率※は増加しており、10地域自治区の中で最も高く、令和元年度には53.0%となっています。

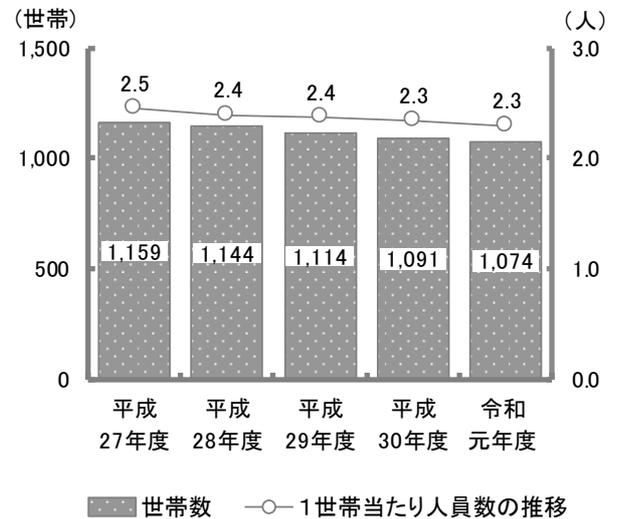
世帯数は、平成27年度以降減少しており、令和元年度は1,074世帯となっています。1世帯当たり人員数も減少しており、令和元年度は2.3人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

■世帯数・1世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

### 【鳳来北西部地域自治区の福祉課題 鳳来北西部地域計画より】

- ・高齢者に対する緊急時の連絡体制
- ・体を動かす機会の減少による健康への懸念
- ・自家用車に頼らない通院や買い物

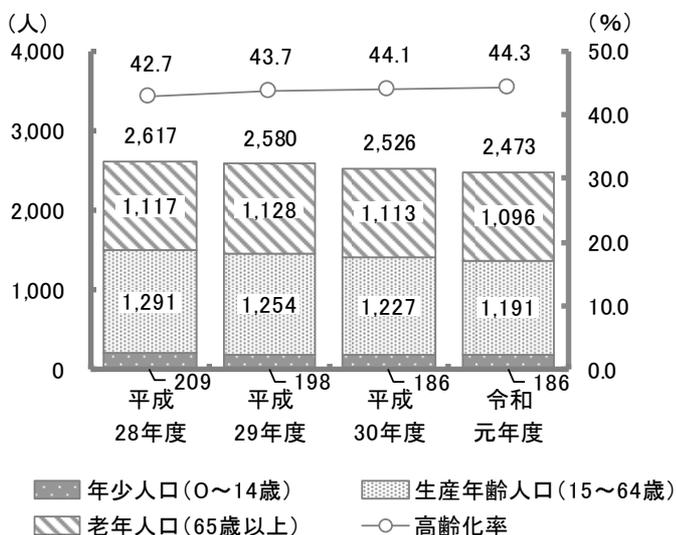
## (10) 作手地域自治区

### 【作手地域自治区】

作手地域自治区の人口は、平成 28 年度以降減少し、令和元年度では 2,473 人となっています。年齢3区分別にみると、0～14 歳の年少人口及び 15～64 歳の生産年齢人口ともに減少しています。一方、高齢化率※は増加しており、令和元年度には 44.3%となっています。

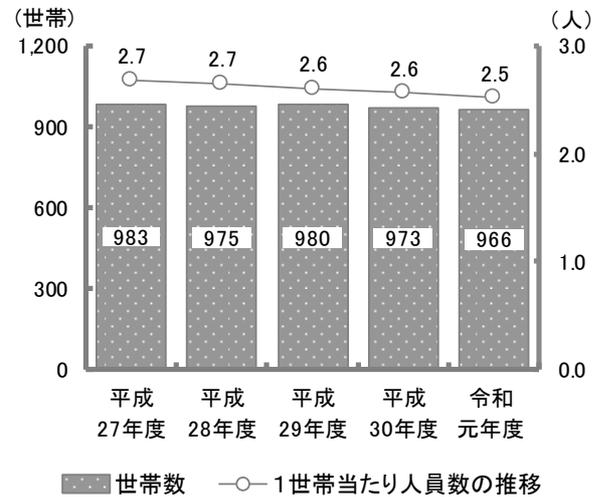
世帯数は、平成 29 年度以降減少しており、令和元年度では 966 世帯となっています。1 世帯当たり人員数も減少しており、令和元年度では 2.5 人となっています。

■年齢 3 区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

■世帯数・1 世帯当たり人員数の推移



資料：住民基本台帳（各年度 4 月 1 日現在）

### 【作手地域自治区の福祉課題 作手地域まちづくり計画より】

- ・子どもと高齢者の交流機会の必要性
- ・作手地域に対する「ふるさと」意識の醸成
- ・ひとり暮らし高齢者の見守り
- ・高齢者の生きがいづくり

### 3 前計画の評価及び課題

新城市第2次地域福祉計画について基本目標ごとに、アンケート調査、事業の実施状況から評価し、課題を整理しました。

事業の実施状況の評価は、基本目標に関連する主な事業・活動を4段階で自己評価し(3点:役立った、2点:おおむね役立った、1点、あまり役立っていない、0点:役立たなかった)、各評価に基づく得点を基本目標ごとに合計し、事業・活動の数で割って、平均点を算出しています。

#### 基本目標1 地域福祉の担い手づくり・担い手支援

基本目標に関連する主な事業・活動の4段階評価をみると、平均2.0点と全体平均2.2点より低くなっています。

小・中学校では福祉実践教室等の福祉教育を、地域では手話や点訳等の講習会を行っています。ボランティア活動としては団体活動だけではなく、個人でもできる簡単なボランティアの普及等が課題となっています。

地域福祉を推進していくためには、地域活動を担うリーダー等の育成が重要です。

市民アンケート調査では、地域活動やボランティア活動に関わる機関や活動についての認知度が低いものの、地域活動やボランティア活動に参加している人は5割半ば、今後のボランティア活動の参加意向は2割半ばと活動に対する市民の参加意向は高くなっています。また、今後、活動に参加するために必要な支援や条件としては、「時間がなくてもできる活動であること」が最も高く、次いで「人間関係上の負担の少ない活動であること」となっており、団体活動だけでなく個人で気軽に取り組める活動を推進し、参加へとつなげていくことが必要です。

本市では行政区の加入率の低下や、地域活動の担い手不足が課題となっています。団体アンケート調査では、団体に所属する方の平均年齢は「60歳代」の割合が最も高く、次いで「70歳以上」と高齢者の割合が高くなっています。

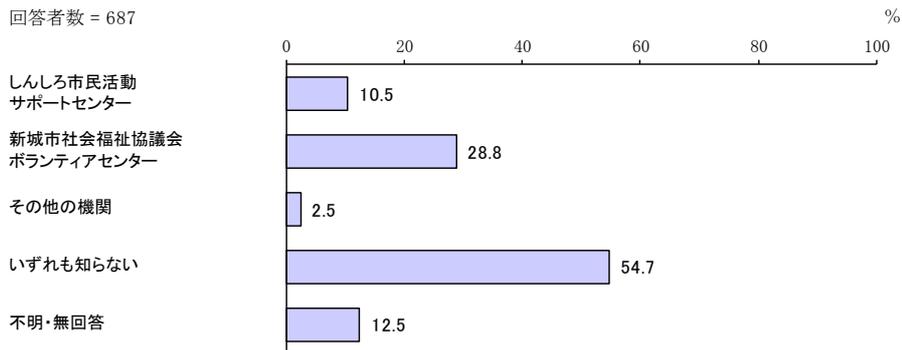
地域で行われている様々な活動が継続され、次世代の担い手を育て継承していくための仕組みづくりが重要となります。

そのためには、福祉意識の向上や福祉課題を解決する担い手づくりにつながる支援や取り組みを進めていく必要があります。

さらに、子どもたちについては、自分たちで考え、自発的に取り組む意識づくりの働きかけを行っていく必要があります。

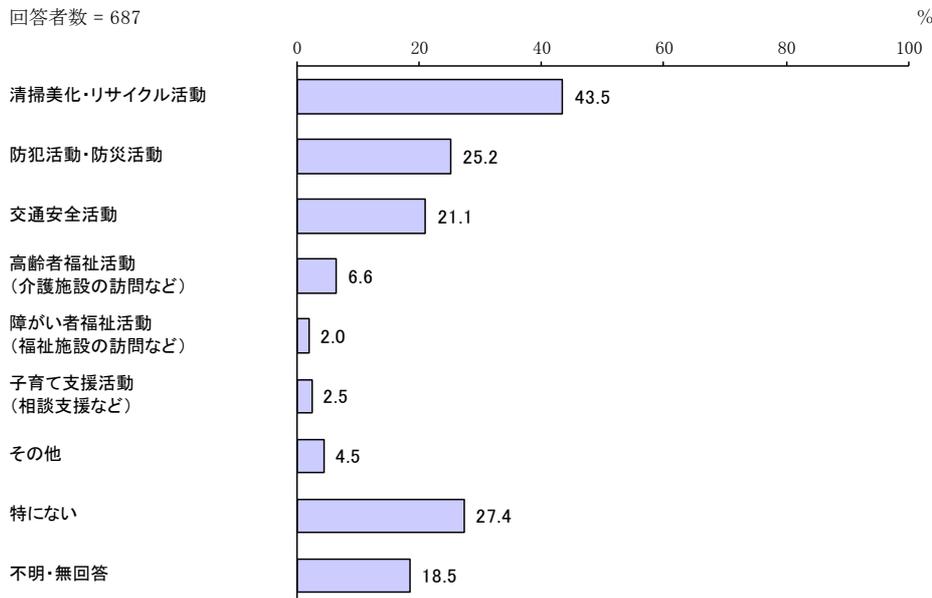
### 地域の活動やボランティア活動にかかわる機関で知っているもの（市民調査）

回答者数 = 687



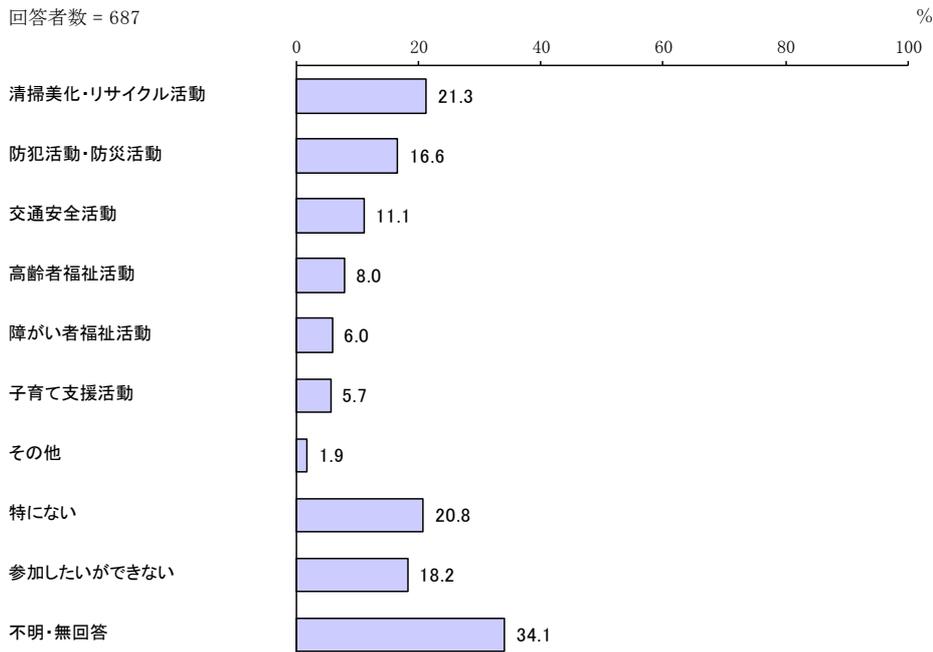
### ここ1年で参加した地域活動やボランティア活動（市民調査）

回答者数 = 687



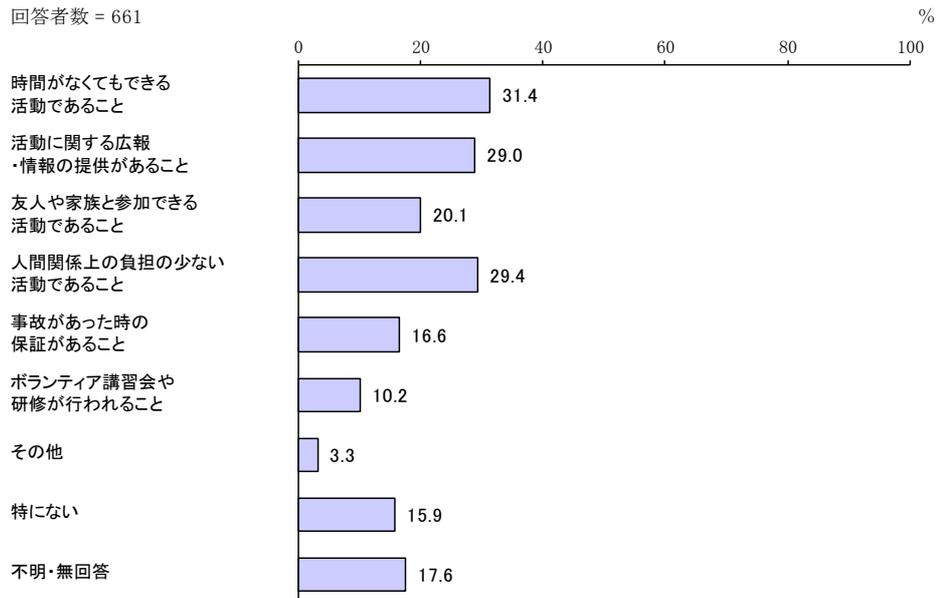
### 今後のボランティア活動の参加意向（市民調査）

回答者数 = 687

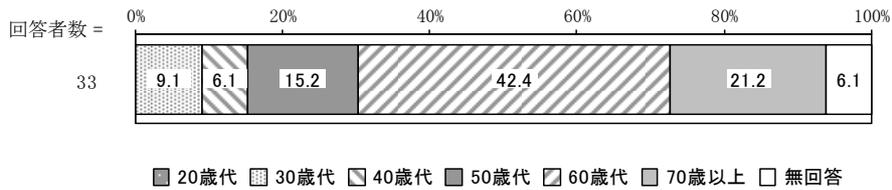


### 今後、活動に参加するために必要な支援や条件（市民調査）

回答者数 = 661



### 団体に所属する方の平均年齢（団体調査）



## 基本目標 2 情報共有体制の確立

基本目標に関連する主な事業・活動の4段階評価をみると、平均 1.9 点と全体平均 2.2 点より低くなっています。

各福祉分野に応じた情報の集約・周知を図っていますが、誰もが情報を受け取ることができるような情報発信の対応が課題となっています。

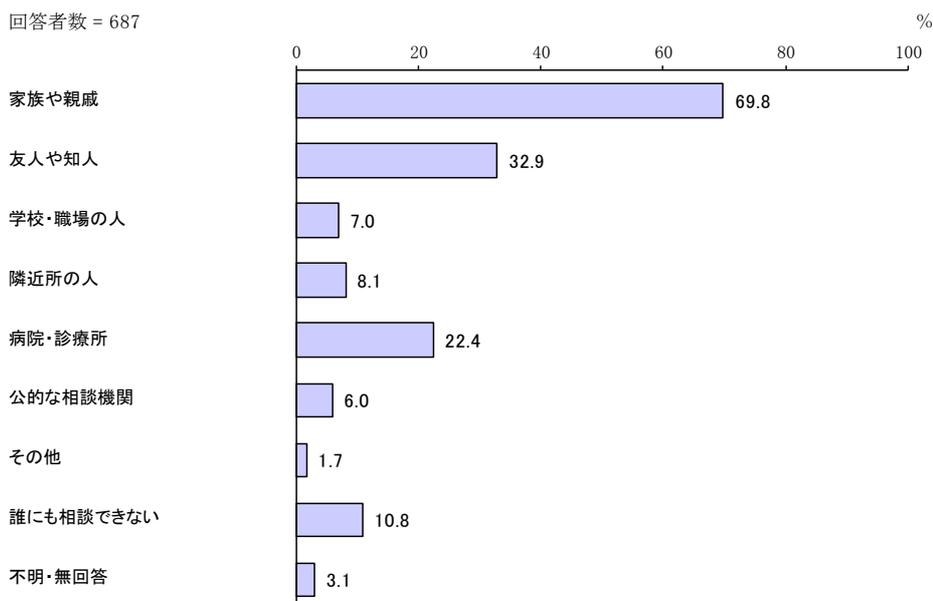
多様化・複雑化した福祉ニーズや生活課題に対応するため、各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実が求められます。

市民アンケート調査では、生活上の悩みや不安の相談相手は、「誰にも相談していない」が 10.8%となっています。誰にも相談していない理由としては、「どこに相談してよいかわからない」の回答が一定数みられます。

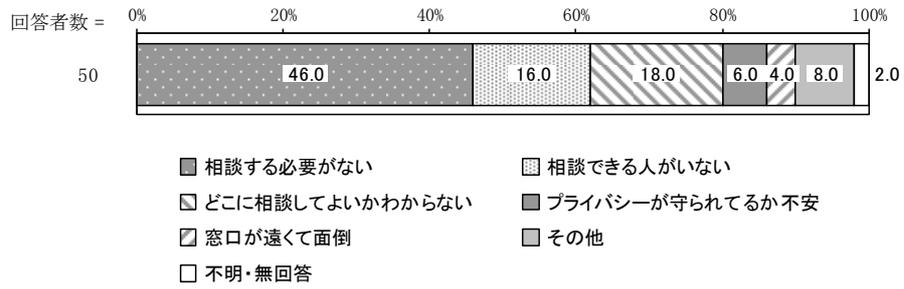
本市の相談体制については、子育て支援センター、社会福祉協議会、地域包括支援センター※、成年後見支援センター、くらし・しごとサポートセンター、障害者相談支援事業所、基幹相談支援センター、市の相談窓口等が、住民の相談機関として対応しています。情報提供については、主に広報紙・ホームページを活用し実施していますが、周知が十分でない状況となっており、支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関についての周知、円滑に専門的な相談機関へつなげる仕組みづくりが必要です。

また、団体アンケート調査では、「情報の交換と共有」が求められており、団体に対する情報提供も充実していくことが必要です。

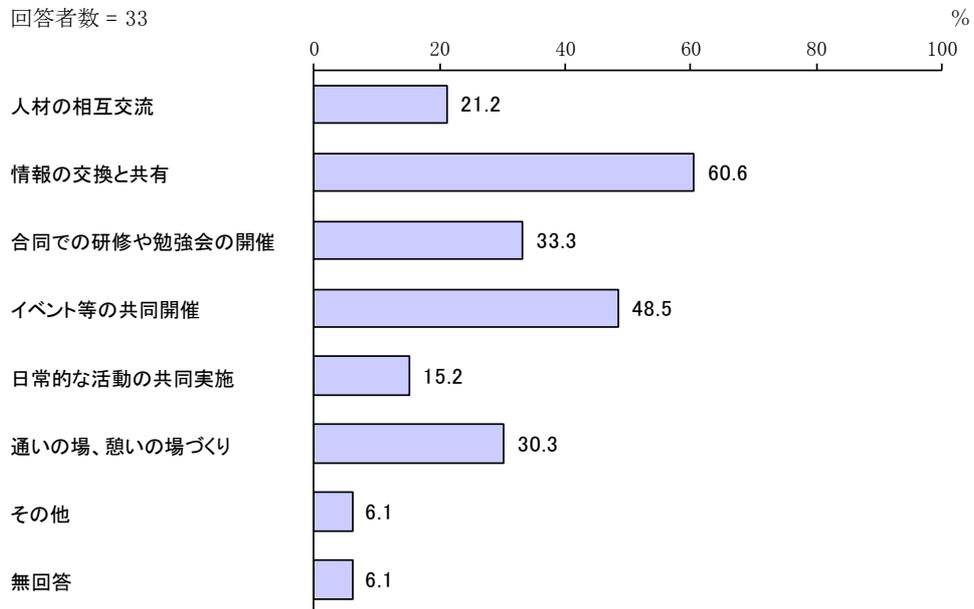
生活上の悩みや不安の相談相手（市民調査）



### 生活上の悩みや不安を相談していない理由（市民調査）



### 他の組織・団体と連携しているまたは連携したい内容（団体調査）



### 基本目標 3 多様な主体による福祉サービスの質の向上

基本目標に関連する主な事業・活動の4段階評価をみると、平均 2.3 点と全体平均 2.2 点より高くなっています。

各種サービスについては、利用者の満足度も高く、一定の成果がみられます。ふれあいサロン<sup>※</sup>では、身近な地域で高齢者が集う「居場所」の必要性の周知とサロン立ち上げの支援を実施し、一定の成果が出ていますが、地域によっては担い手不足が課題となっています。

高齢者や障がいのある人、子育て家庭、生活困窮者<sup>※</sup>等、地域で支援を必要としている人は多岐にわたるため、福祉サービスを適切に実施するとともに、地域の団体と連携した取り組みが必要となっています。

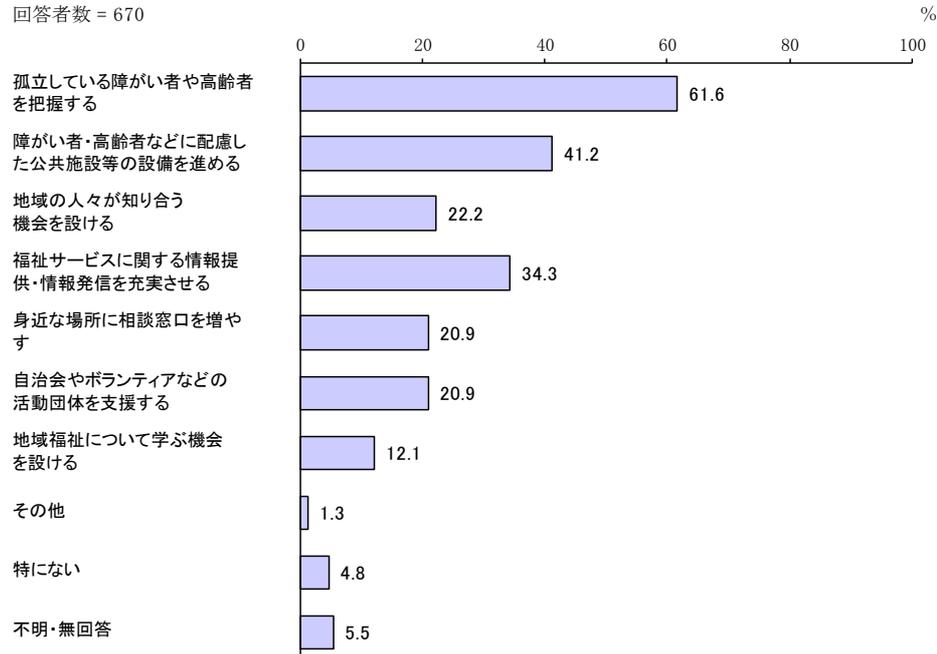
市民アンケート調査では、「支え合う地域づくり」を進めるために必要な行政（市）の支援としては、「孤立している障がい者や高齢者を把握する」が最も高く、次いで「障がい者・高齢者などに配慮した公共施設等の整備を進める」となっています。

また、団体アンケート調査では、サービスや支援が不足している対象者については、「ひとり暮らし高齢者」が5割半ばと最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」「高齢者や障がい者を介護している人」となっています。

誰もが安心して地域で暮らせるよう、地域での課題や支援のニーズを把握するとともに、福祉サービスの周知を図り、支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるよう、多様な主体の連携やサービスの質の向上に向けた取り組みを実施し、きめ細かなサービスの提供・充実が求められます。

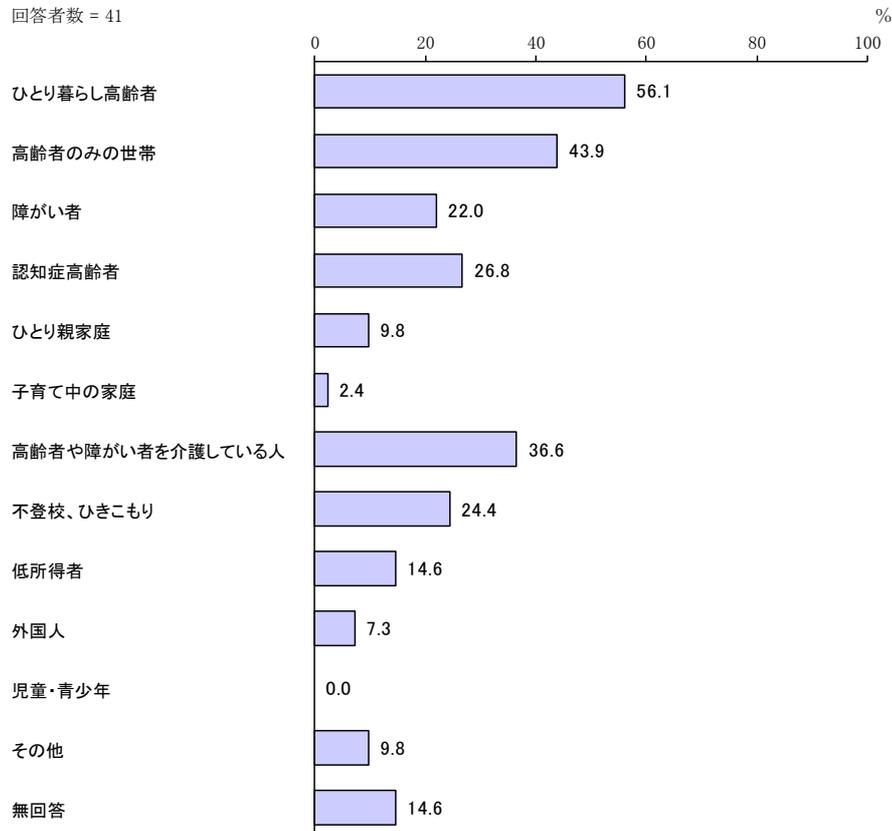
## 「支え合う地域づくり」を進めるために必要な行政（市）の支援（市民調査）

回答者数 = 670



## サービスや支援が不足している対象者（団体調査）

回答者数 = 41



## 基本目標 4 支援や援護を必要とする人の把握 と相談・権利擁護※体制の充実

基本目標に関連する主な事業・活動の4段階評価をみると、平均 2.3 点と全体平均 2.2 点より高くなっています。

生活困窮者自立支援事業では、「くらし・しごとサポートセンター」として生活困窮に関する自立相談支援や家計改善支援を行い、関係機関との連携により生活に困難を抱える人への支援を実施しています。さらに、生活困窮者※の子どもに対する学習支援も実施していますが、今後も各事業についての周知と、必要な人にサービスがつながるようにすることが課題となっています。

成年後見支援センター事業では、支援を必要とする人を地域でできるだけ早期に発見し適切に制度につなげるため、地域住民や関係機関への理解しやすい周知・啓発が課題となっています。

判断能力が十分でない方が、尊厳をもってその人らしく地域で暮らしていくために、地域住民の協力や関係機関のネットワークを基盤として、成年後見制度※や日常生活自立支援事業※等の権利擁護※支援をより一層充実していくことが求められます。

生活困窮者※、ひとり親、高齢者のみ世帯など支援が必要な人々が増加しています。支援が必要な人の中には、複数の支援が必要なケース、家族単位で支援が必要なケースが増えつつあり、他分野との連携を強化していくことが必要となっています。

複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、施策分野ごとの相談支援機関、行政機関（保健福祉部局及び雇用や住まい等の関係課）、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し連携して支援を行うことが重要です。

## 基本目標5 日常的な見守り・支え合い活動の推進

基本目標に関連する主な事業・活動の4段階評価をみると、平均 2.3 点と全体平均 2.2 点より高くなっています。

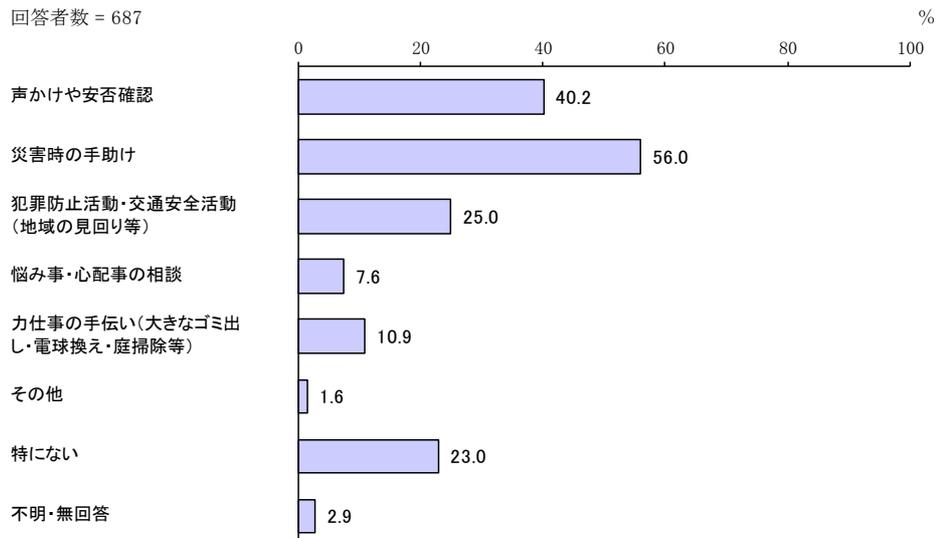
見守りの活動として友愛訪問等を実施していますが、高齢化により訪問員が不足しており、活動の担い手の育成が課題となっています。また、地区により訪問員の偏りがあり、実施ができていない地区があるのも課題となっています。

近年、高齢者の孤独死、ひきこもり<sup>\*</sup>や災害時に一人では避難できないなど、日常的な地域の見守り、支え合い活動が重要となっています。

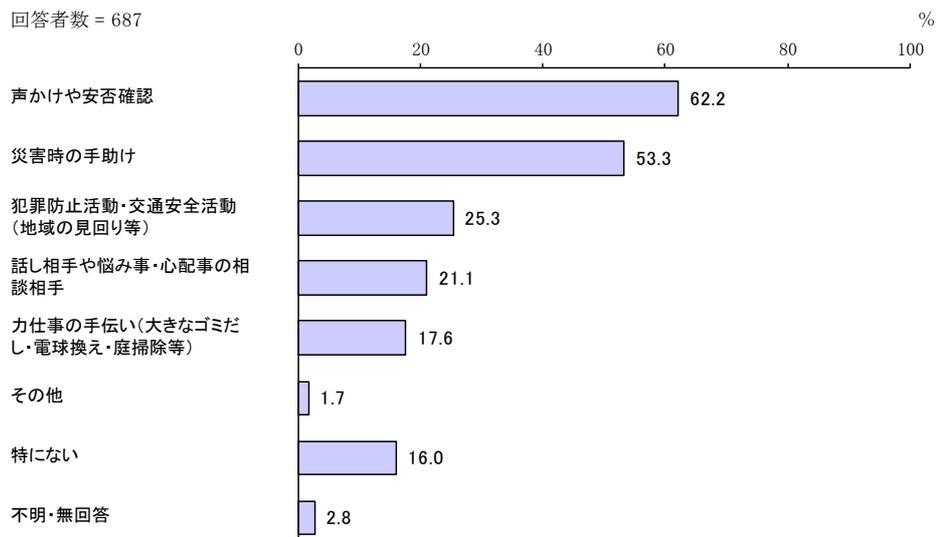
団体アンケート調査では、地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのために必要な地域としての取り組みでは、「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」、「ひとり暮らし高齢者や障がい者などへの見守りなどの活動」、「災害などに備えた地域での協力体制づくり」「声かけや安否確認」の割合が高くなっています。

市民アンケート調査では、近所の人にしてほしい手助けや協力として、「災害時の手助け」が最も高く、次いで「声かけ安否確認」、「犯罪防止活動、交通安全活動（地域の見回り等）」となっています。また、近所の人に対して手助けしたり、協力できることとして、「声かけや安否確認」が最も高く、次いで「災害時の手助け」となっており、いざとなったときに助け合える関係をつくっていくことが必要です。

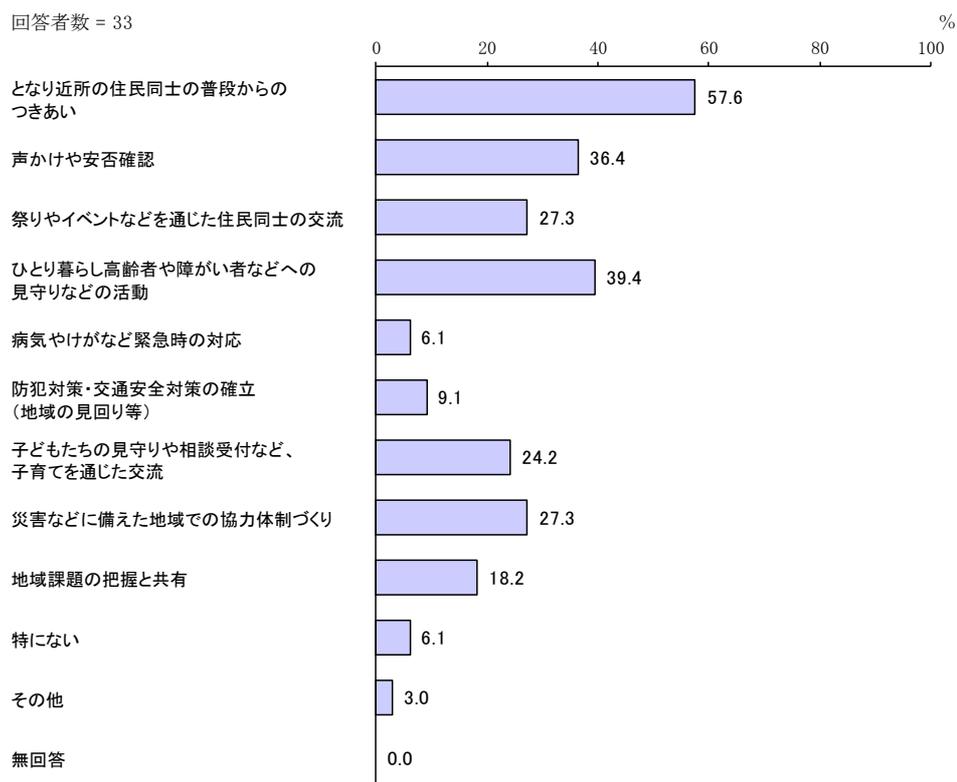
### 近所の人にしてほしい手助けや協力（市民調査）



### 近所の人に対して手助けしたり、協力できること（市民調査）



地域に住む人同士が助け合い、支え合える地域づくりのために必要な地域としての取り組み（団体調査）



## 基本目標 6 災害時対応の役割分担・情報共有 ・連絡体制の確立

基本目標に関連する主な事業・活動の4段階評価をみると、平均 2.2 点と全体平均 2.2 点と同じとなっています。

市では、災害時等において地域での支援を希望する方の名簿を作成し関係者に配付していますが、登録割合が減少しています。災害時のみだけでなく平常時における名簿の活用方法と制度の周知が課題となっています。

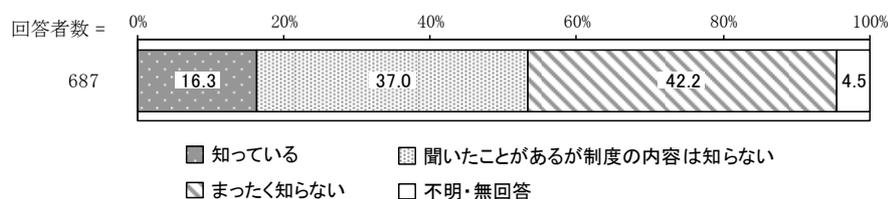
地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりが重要です。

市民アンケート調査では、災害時要援護者※避難支援制度について、まったく知らない人が約4割と高くなっています。また、災害時に隣近所のために、手助けや協力できることとして、「安否確認・声かけ」が最も高く、次いで「安全な場所への避難誘導」となっています。

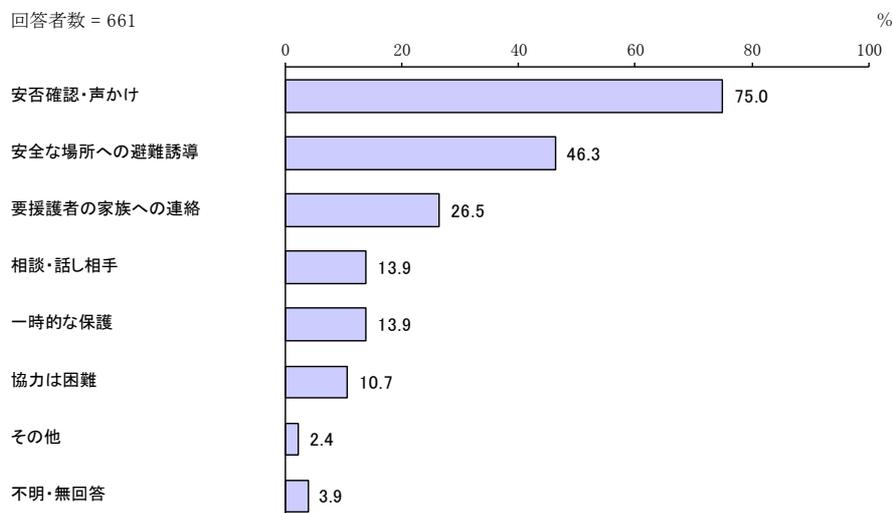
各地区の地域計画では共通して、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の見守りや、災害時等の緊急時への対応が課題となっています。

今後は、地域での見守り、防災ボランティアコーディネーター※の養成、災害時の連携体制の強化を行い、災害時の支援体制を強化していくことが必要です。

災害時要援護者※避難支援制度の認知度（市民調査）



災害時に隣近所のために、手助けや協力できること（市民調査）



## 4 新都市の地域福祉の推進に向けた重点課題

国の方針（社会福祉法<sup>\*</sup>の改正等）や新都市第2次地域福祉計画の評価及び課題を踏まえ、新都市の地域福祉の推進に向けた重点課題を整理しました。

### 重点課題1 地域での交流を促進し、担い手を育成

高齢化の進展や核家族化を背景に地域のつながりの希薄化が進んでいます。

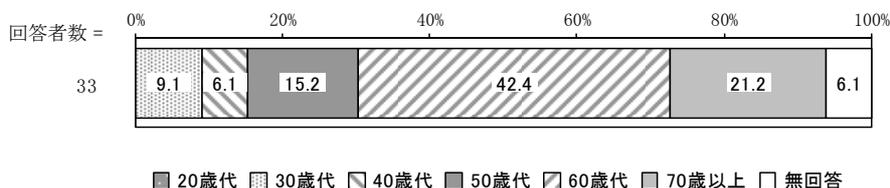
新都市では、見守り活動・居場所づくりや、会議・ワークショップの開催、学びの場・活動支援を通じて、地域のつながりの強化や福祉意識の醸成を図っています。

今後もさらに高齢化が進む中、ボランティア・NPO<sup>\*</sup>団体調査では、団体の平均年齢は「60歳代」の割合が最も高く、次いで「70歳以上」となっており、地域福祉の担い手も高齢化が進むことがうかがえます。

各地区の地域計画では共通して、高齢者が社会参加できる仕組みづくり、世代間交流による地域の活性化が課題となっています。

そのため、地域での交流を促進し、地域に関わる人を増やすことで、地域への関心や担い手育成につなげていくことが必要です。

団体に所属する方の平均年齢（団体調査）



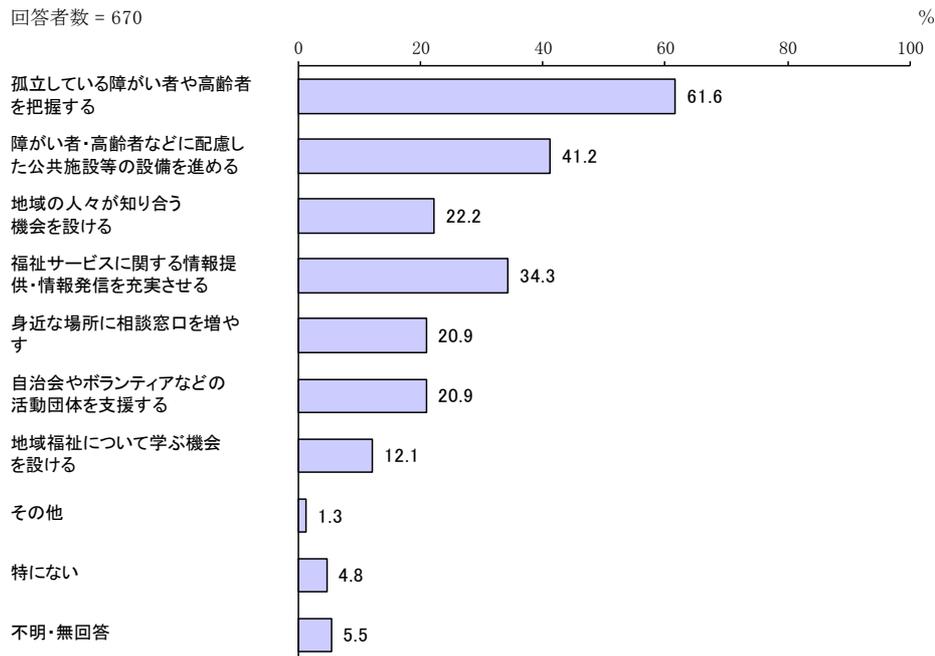
### 重点課題2 地域での福祉問題解決につなげる仕組みづくり

社会的孤立、生活困窮、虐待など生活課題が複雑化、潜在化しており、日常生活が追い詰められるまで表面化しない社会的孤立や、自立ができない事情のある50代の子と80代の親の世帯が、親子共倒れになる8050問題も深刻化しています。地域福祉に関する市民アンケート調査では、「支え合う地域づくり」を進めるために必要な行政（市）の支援として、「孤立している障がい者や高齢者を把握する」が最も高く、地域での見守りや公的なアウトリーチ<sup>\*</sup>等のニーズが高いことが想定されます。

アウトリーチ<sup>\*</sup>は専門職が地域に出向き、地域住民や民生委員などと相互の信頼関係を築くことが必要です。地域で支援が必要な人を見つけ、解決につなげるためには福祉に関する専門的な知識を持つ専門職の活用や地域住民の見守りネットワークの構築などが重要だと考えます。

## 「支え合う地域づくり」を進めるために必要な行政（市）の支援（市民調査）

回答者数 = 670



### 重点課題3 生活支援の体制づくり

総人口の減少に伴い、身近な地域で徒歩や自転車での買い物や通院が困難となるなど移動についての問題が指摘されています。新城市では、平成27年の国勢調査では調査以来初めて高齢化率※が30%を超えるなど、高齢化がさらに進んでいます。

各地区の地域計画では共通して、日常生活を行う中で、買い物、ゴミ出し、病院への通院等の移動の問題があげられています。

こうした中、外出が困難な人の移動手段の確保に向けて、生活支援の体制づくりと連携した地域での移動支援の充実が求められます。

### 重点課題4 権利擁護※の推進

判断能力が十分でない認知症高齢者※、知的・精神障がいのある人の増加が予測されることから、地域における権利擁護※体制の構築が急務となっています。

このため、権利擁護※に関する普及啓発の推進、相談支援体制の充実、成年後見制度※の利用促進等を行うための体制整備を進める必要があります。



## 計画の基本的な考え方

### || 1 基本理念

第2次計画では、市民が抱える地域の暮らしの様々な困りごとに対して、身近な地域という単位で、地域住民や福祉関係者のネットワークによって解決する仕組みを作ることで、「地域の困りごとは地域のみんなで解決！山の湊しんしろ福祉のまちづくり」を目指し、地域福祉の推進を図ってきました。

第3次計画においても、基本理念を引き継ぎ、地域住民の生活課題に対し、地域の力を活かし、解決につなげるとともに、住み慣れた地域の中で、地域での交流や活動を活性化し、「つながる力」で「豊かさ開拓」をしながら福祉のまちづくりにつなげていきます。

[ 基本理念 ]

**地域の困りごとは地域のみんなで解決！  
山の湊しんしろ 福祉のまちづくり**



## 2 基本目標

第2次計画では、市民が抱える地域の暮らしの様々な困りごとに対して、地域自治区を中心とした身近な地域で地域福祉活動を展開しており、さらなる推進が必要となっています。

そのような中で、支援が必要でありながら、制度の狭間で困難に陥っている方々を早期発見し、専門的な支援につなげ、解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

また、判断能力が十分でない認知症高齢者<sup>\*</sup>、知的・精神障がいのある人の増加が予測されることから、権利擁護<sup>\*</sup>に関する普及啓発の推進、相談支援体制の充実、成年後見制度<sup>\*</sup>の利用促進などを行うための体制整備を進める必要があります。

以上のことから今回、『「地域力」を高める』『「解決力」を高める』『「尊厳が守られる」環境をつくる』の3つの目標を新たに設定し、基本理念の実現を目指し地域福祉の推進を図ります。

### (1) 「地域力」を高める

市民が地域の課題に関心を持ち、主体的に参画し、解決につなげられることができるよう、福祉意識の醸成や市民同士・団体が交流し連携しあうことで、地域での助け合い、支え合いを促進し、社会的孤立を生まない地域を目指します。

### (2) 「解決力」を高める

困りごとについて気軽に相談でき、課題解決に向けた的確な支援が受けられ、解決につなげられるよう関係機関・団体との連携を図り、相談体制を充実します。

### (3) 「尊厳が守られる」環境をつくる

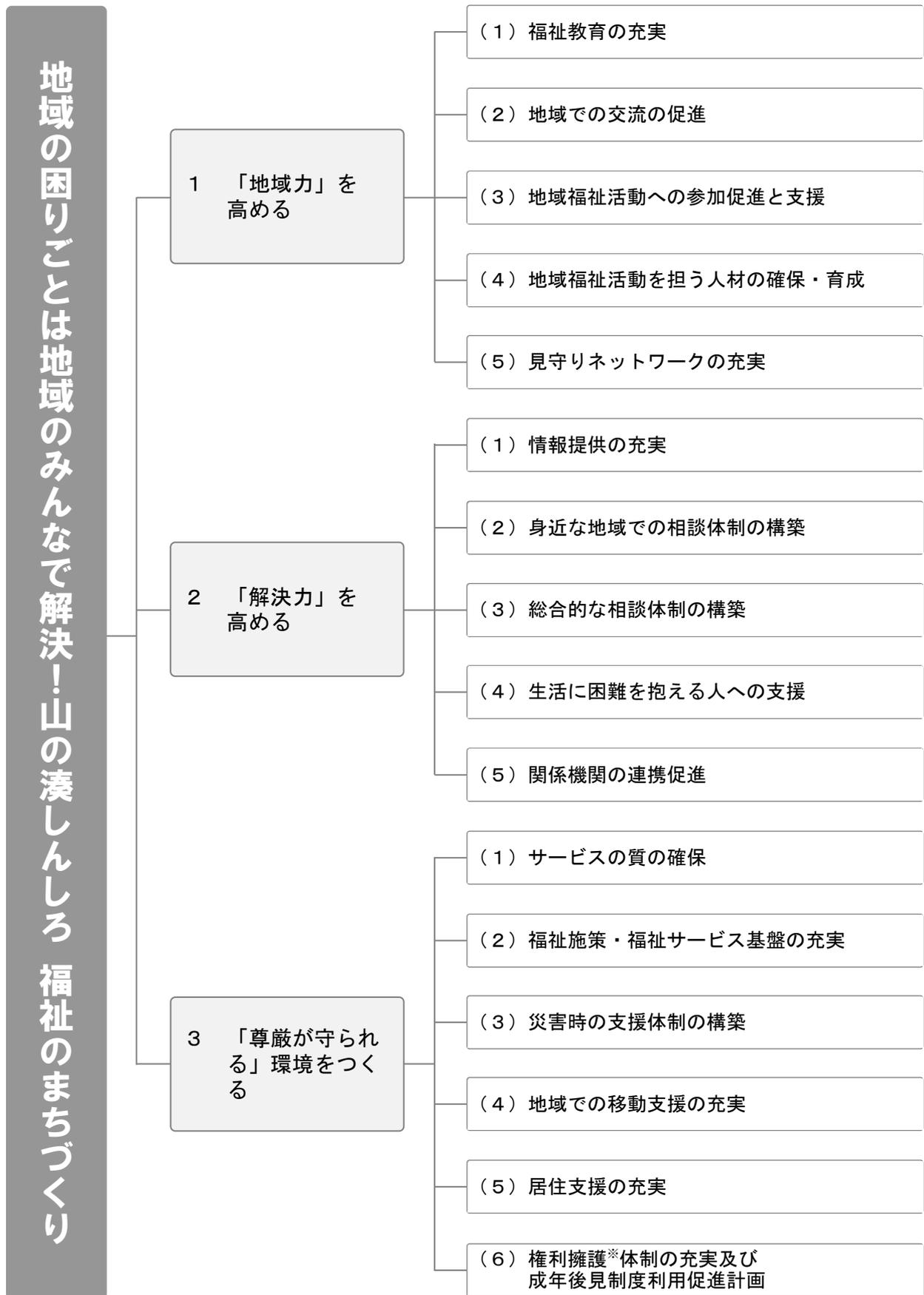
誰もが、尊厳が守られ、地域でいつまでも安心して暮らせるよう、日頃から地域の助け合いの中で防災・減災や防犯に取り組むことで緊急時に備えるとともに、あらゆる虐待等に対する防止対策や成年後見制度<sup>\*</sup>など権利擁護<sup>\*</sup>の推進、生活困窮者自立支援制度に基づく総合的な支援に取り組みます。

### 3 施策体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]





# 地域福祉の推進

## 基本目標 1 「地域力」を高める

### (1) 福祉教育の充実

生涯にわたり、福祉について学ぶ機会を提供するとともに、ボランティア体験学習や地域での交流を推進することで、福祉についての意識の醸成を図ります。

また、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティの方等、地域には多様な人々が暮らしていることを理解し、人権感覚の養成を図ります。

さらに、住民の生活上の課題や、地域の福祉課題について情報を共有したり、意見を交わす場づくりを進めるなど、ボランティア活動へのきっかけをつくり、地域における住民の福祉への意識の向上を図ります。

#### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉に関するイベントや講演会に積極的に参加してみましょう。</li> <li>○高齢者、障がい者など様々な人と交流していきましょう。</li> <li>○地域の問題について、話し合う場へ参加してみましょう。</li> </ul>
地域・市民活動団体 ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域行事等、地域住民が参加しやすい交流活動を行っていきましょう。</li> <li>○地域における福祉教育事業に積極的に協力していきましょう。</li> </ul>
福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域との交流を通して地域での助け合い・支え合いの大切さを伝えていきましょう。</li> </ul>

#### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
各学校の福祉教育とボランティア・体験学習等	各学校と地域、行政が連携し、地域福祉を担う子どもたちの活動を地域ぐるみで支援します。	学校教育課

取組名	取組内容	主担当課
若い世代への福祉学習支援	<p>障がい者や高齢者等との交流を通して「共に生きる力」を育む福祉実践教室の実施を支援し、各校の福祉教育事業に助成します。</p> <p>多くの学校が福祉実践教室を実施されるよう、生徒が興味を持てる内容を検討し周知・啓発を行います。</p> <p>子どもたちが福祉への関心を深めることができるよう、福祉関係図書の整備を支援します。</p> <p>地域の中・高校生等が福祉・介護を理解し肯定的イメージが醸成されるよう、福祉施設での介護体験等を実施します。</p>	社会福祉協議会

## (2) 地域での交流の促進

地域での交流を促進するため、サロンなどの集いの場の充実を図るとともに、地域の支え合いの輪に子どもから高齢者までのすべての人が参加できるよう支援を行い、地域に関心を持つ人を増やします。

### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お祭りなどの地域の行事へ参加してみましよう。</li> <li>○サロンや多世代交流の場について関心を持ちましよう。</li> </ul>
地域・市民活動団体 ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○様々な世代が参加しやすい活動をしていましよう。</li> <li>○支え合いを意識した地域の活動に、多くの人の参加を呼びかけていましよう。</li> </ul>

### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
各こども園における地域活動	園児と高齢者の交流や、各園で中学生の職場体験を実施するなど、地域活動に取り組みます。	こども未来課

取組名	取組内容	主担当課
通いの場・交流の場づくり	地域に出向き、ほかの地域の取り組みや効果など紹介します。サロン等の立ち上げ支援を行い、担い手が少ない地域は、参加者と協力して可能な実施方法を検討します。 福祉バス*の活用により地域交流が活発に行われるよう支援します。 認知症*の方やその家族が地域の支え合いの中で気軽に集える「認知症カフェ」の立ち上げ支援を行います。	社会福祉協議会

### (3) 地域福祉活動への参加促進と支援

地域福祉活動に参加するきっかけとして、市民活動サポートセンターや市民活動情報サイト等を活用し、住民に対してボランティア活動や地域活動の啓発活動を行い、参加の促進につなげます。

また、ボランティアセンター\*における担い手と受け手をつなぐ（マッチング）機能を強化していきます。

#### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分にどのような社会貢献ができるのかを考えてみましょう。</li> <li>○まわりの困っている人への、小さなボランティア（プチボラ）を実践していきましょう。</li> <li>○地域で顔見知りをつくっていきましょう。</li> <li>○地区集会所や広場、コミュニティセンターを積極的に活用していきましょう。</li> </ul>
地域・市民活動団体 ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市や社協、その他関係者から発信される情報を活用していきましょう。</li> <li>○地域行事等の際、誰もが参加しやすい雰囲気をつくっていきましょう。</li> <li>○活動を積極的にPRしていきましょう。</li> <li>○地域の福祉課題に応じた活動に取り組んでいきましょう。</li> <li>○様々な世代が参加しやすいボランティア活動を実施していきましょう。</li> </ul>
福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民が気軽に参加できる活動を行っていきましょう。</li> </ul>

【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
市民活動サポート	市民活動やボランティア活動の相談や情報収集を行います。また、東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」で情報提供を行います。	まちづくり推進課
めざせ明日のまちづくり事業	市民活動やボランティア活動の拡大や活性化及び人材育成のための専門的な相談を行います。また、活動支援として、幅広い情報提供と資金補助を行います。	まちづくり推進課
地域介護予防活動支援事業	地域の各団体の参加と協力のもとに、閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し通所による各種サービスの提供や活動に関わる人材の育成に努め充実を図ります。	高齢者支援室
社会福祉事業に携わる市内各種福祉団体の活動に対しての補助	ボランティア団体や福祉活動団体等の活動費を助成し、活動の促進を図ります。	福祉課
ボランティア市民活動の紹介	広報紙などで市内のボランティア活動を紹介し、ボランティア活動を促進します。	福祉課
団体・地域活動の支援	福祉団体等の活動を把握し、広報や助成等の支援を行います。 ボランティアについての相談・コーディネートを行い、活動のPRを支援します。	社会福祉協議会
地域の生活課題を解決するための財源づくり	地域を基盤とした住民主体の活動を支えるため、地域の理解と協力を得て福祉課題の解決を目的とした新たな資金調達に取り組みます。	社会福祉協議会

(4) 地域福祉活動を担う人材の確保・育成

民生委員・児童委員<sup>\*</sup>、地域福祉を担う人々など、地域福祉推進の核となる人材を育成するための講座を開催するとともに、活動拠点の整備を検討していきます。

【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	○体験活動へ積極的に参加し活動を継続していきましょう。 ○ボランティア講座などへ参加してみましょ。
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○関係機関との連携を意識していきましょう。 ○ボランティア同士の交流や連携を通じてお互いの活動に対する理解を深めていきましょう。 ○新たなボランティアを積極的に受け入れていきましょう。
福祉施設・事業所	○ボランティアを積極的に受け入れていきましょう。

【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
ペアレントメンター養成・育成及びペアレントプログラム研修	地域に不足している環境の把握に努め、イベント企画型からの脱却及び子どもの発達過程と子どもを理解することに重点を置いた、計画的で新たな人材育成を行います。	こども未来課
認知症サポーター※養成講座	高齢化に伴い、増加が予想される認知症高齢者※に対して、認知症※になっても暮らしやすいまちづくりを目指し、地域、生活の場で正しい知識を持ち見守り支援してくれる人を今後も増やします。	高齢者支援室
民生委員児童委員活動の推進	地区民生委員協議会の活性化とともに、地域包括支援センター※及び高齢者ふれあい相談センターとの連携強化による課題・情報の共有化を図ります。相談支援事業所等との連携強化を図ります。	福祉課
担い手の育成と支援	地域課題やニーズを把握し、課題解決のために必要な担い手の育成に努めます。 様々な世代が地域のために活動を始められるような、情報発信やきっかけづくりを行います。 認知症※に対する正しい理解を促進するため、出前講座等を実施します。	社会福祉協議会

## (5) 見守りネットワークの充実

見守り等を必要とする方の的確な把握とサービスにつなげられるように、関係機関・団体との連携を強化するとともに、様々な見守り・支え合い活動をコーディネートしていきます。

また、高齢者や障がい者、子育て中の人など、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、いざとなったときに助け合える地域づくりを進めます。

さらに、犯罪の被害にあわないよう、地域での見守り体制の強化や防犯情報の共有化を図り、地域・学校・家庭等の連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。

### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見守り・支え合い活動へ積極的に参加してみましよう。</li> <li>○地域で顔見知りをつくっていきましょう。</li> <li>○日頃から防犯意識を高めていきましょう。</li> <li>○地域の子どもたちを見守る意識を持ちましよう。</li> </ul>
地域・市民活動団体 ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域での見守り活動を広げていきましょう。</li> <li>○通学時などに地域での見守り活動を実施していきましょう。</li> <li>○関係者と連携して防犯情報の共有等に努めていきましょう。</li> </ul>
福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス利用者の日常的な見守りを行っていきましょう。</li> <li>○関係者と連携して見守り活動を行っていきましょう。</li> </ul>

### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
ゲートキーパー※ 養成研修	悩みを抱える人に対して、こころの変化にいち早く「気づき」「声をかけ」「話を聞き」必要な支援に「つなげ」「見守る」ゲートキーパー※の役割を担う人材を養成するため、市民、関係機関、各種団体を対象に研修会を実施します。	健康課
見守りの活動 (友愛訪問、配食、緊急通報設置等)	各事業のPRをするとともに、ひとり暮らし高齢者、ねたきり高齢者を抱える世帯、日中独居世帯・障がい者のいる世帯など、対象となる人の拡大と充実した支援ができるよう強化します。	福祉課 高齢者支援室

取組名	取組内容	主担当課
高齢者見守りネットワーク事業	市内で事業活動を行う事業者で、ネットワーク事業の趣旨に賛同し登録を行った民間の協力事業者や協力機関・協力団体と連携し、高齢者の見守り体制の充実と強化を図ります。	福祉課
救急医療情報キット制度の普及・周知活動	制度の普及啓発や、情報の更新を図ります。	福祉課
見守り活動者の情報共有	地域住民、関係団体等、見守り活動実践者と情報を共有し関係性を築きながら、予防的機能の強化を図ります。	社会福祉協議会
防犯ボランティア活動	青パト隊を組織し、地域の見守り活動を推進します。また、青パト隊の代表者に不審者情報の提供を行うなど活動の強化を促進します。	行政課

## 基本目標 2 「解決力」を高める

### (1) 情報提供の充実

各種福祉サービスについて、広報紙やホームページなど市民や活動者のニーズに応じた情報提供を実施することで、サービスを必要な人が適切なサービスを利用できるようにつなげます。

#### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	○福祉に関する情報を広く伝えていきましょう。 ○市や社協のホームページやパンフレットを確認してみましょう。
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○活動を通じて積極的な情報交換をしていきましょう。 ○地域の情報伝達手段を活用し、地域福祉活動の情報を提供していきましょう。 ○ボランティアセンター*だよりなどを活用して活動を広く周知していきましょう。
福祉施設・事業所	○利用者や地域住民へのわかりやすい情報提供に努めていきましょう。

#### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
介護マップの作成	内容の随時更新とともに、一般市民や福祉関係者に活用してもらえよう、周知徹底を図ります。	高齢者支援室
おでかけ講座の実施	出前講座や福祉勉強会などの活動について、市と社協が協働し、地域に出向き情報発信していきます。	高齢者支援室
広報活動事業 ホームページ運用事業	「健康・医療」、「介護・福祉サービス」関連情報をはじめ、市民のニーズに応じた情報の充実を図ります。	秘書人事課
情報発信と広報機能の強化	広報紙やホームページなどを活用し、福祉を身近に感じられるようなわかりやすい情報発信を行います。地域へ出向き活動取材し、広く住民の参加が得られるよう、取り組みの目的や効果を周知します。 地域福祉への理解が深まるよう、出前講座や福祉見学ツアーの内容を充実します。 住民にとって福祉が身近に感じられ気軽に福祉活動に参加できるよう、福祉に関するイベントや行事などを実施します。	社会福祉協議会

## (2) 身近な地域での相談体制の構築

支援が必要な人に情報が届くように地域の相談者と連携するとともに、情報を共有し、相談のネットワークを構築し、相談しやすい環境づくりに努めます。

また、福祉専門職のアウトリーチ\*による支援体制の構築を図ります。

### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の方の異変や困りごとに気づく意識を持ちましょう。</li> <li>○身近な相談窓口を確認してみましょう。</li> <li>○地域で困っている人がいたら身近な相談窓口につないでいきましょう。</li> </ul>
地域・市民活動団体 ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民同士の意見交換を活発にし、地域の課題を共有していきましょう。</li> <li>○活動を通じて身近な相談窓口などの情報を伝えていきましょう。</li> </ul>
福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口のわかりやすい周知を行っていきましょう。</li> </ul>

### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
地域の関係者との連携強化	<p>地域の生活課題を把握し、地域住民や活動団体などの関係者と協働し、地域ニーズと資源の見える化、生活支援の担い手育成、サービス開発等、生活支援体制の充実を図ります。</p> <p>地域住民からの多様な生活課題を受けとめ、地域を基盤にして解決につなげる相談体制を整備します。</p>	社会福祉協議会
福祉専門職によるアウトリーチ*の支援	<p>地域に出向き、民生委員や自治区をはじめ、広く地域住民と情報交換のできる関係性を築き、困っていることを自ら伝えることができない人の早期発見・支援を行う専門員の配置を目指します。</p>	社会福祉協議会

### (3) 総合的な相談体制の構築

相談窓口間の連携・ネットワーク化を図り、子どもから高齢者までどの窓口からでも専門的な相談窓口へつなげられるよう、総合的な相談支援体制を整えていきます。

また、複雑化・多様化する福祉課題に対応するため、関係機関で情報の共有を行い、施策分野ごとの相談支援機関、行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し、連携して支援を行います。

#### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	○地域の情報交換の場へ参加してみましよう。 ○身近な相談窓口を確認してみましよう。
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○活動を通じて相談窓口を伝えていましよう。 ○福祉サービスや相談窓口について情報交換をしていましよう。
福祉施設・事業所	○住民にとって利用しやすい相談窓口の整備に努めていましよう。 ○関係機関が連携して、総合的な課題に対応できる相談体制をつくらせていましよう。

#### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
プライバシーに配慮した相談環境の整備	相談内容に応じた必要な配慮（個人名を呼ばない等）に努めるとともに、プライバシーに配慮できる相談スペースを確保します。	まちづくり推進課 福祉課 高齢者支援室 こども未来課
子育て世代包括支援センター*運営事業	妊娠期から18歳までの子どもとその家族や若者（概ね40歳まで）に切れ目のない、一貫性と継続性を持った相談と支援を行います。	こども未来課
地域包括支援センター*事業	高齢者に適正な福祉サービスが利用されるよう、本人の意向を踏まえ、コーディネート機能の向上を図るとともに、連絡会議を継続実施し、情報共有を図ります。	高齢者支援室
相談支援事業（障害）	障害児者等に対する個々の支援（障害者相談支援事業）と、関係機関との連携強化に関する事業等（基幹相談支援センター運営事業）を並行して実施し、共生社会*の実現を図ります。	福祉課

取組名	取組内容	主担当課
関係機関・専門職の連携強化	複合的な課題を抱えるケースに対し、他機関と連携し適切に対応できるよう、情報の共有と職員の資質向上に努めます。 地域ケア会議等において、各専門職と地域関係者のネットワークを基盤とした、課題解決と予防のための地域づくりを進めます。	社会福祉協議会 地域包括支援センター*
認知症*に関する支援	複数の専門職が、認知症*が疑われる方、認知症*の方とその家族を訪問し、初期の支援を包括的・集中的に行います。(認知症初期集中支援チーム)	高齢者支援室

#### (4) 生活に困難を抱える人への支援

高齢者や障がいのある方、生活困窮者\*、ひとり親家庭など様々な支援を必要とする要配慮者\*に対して、関係機関の連携を推進し、地域を見守る関係者等とのネットワークを充実させ、適切な対応を行っていきます。

また、ひきこもり\*など地域社会から孤立するおそれのある人に対し、地域や他機関と連携しながら自立に向けた支援を行います。生活困窮世帯の子どもに対しては、学習支援を通じた居場所を整備していきます。

##### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	○地域で困っている人がいたら身近な相談窓口にご相談してみましよう。
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○地域で支援を必要としている人を適切な相談窓口につないでいきましょう。 ○地域の見守り活動を充実させていきましょう。
福祉施設・事業所	○支援を必要としている人を適切な相談窓口へつないでいきましょう。

##### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
不登校児童・生徒への相談支援事業	こどもサポート相談員が不登校児童生徒を分担し、連携を取りながら本人・家族への相談活動を行います。	学校教育課

取組名	取組内容	主担当課
子ども食堂	新城市こどもの未来応援事業計画の基本理念である「すべての子どもが健やかに育ち、育てられる」に基づき、子どもが健やかに育ち未来を切り開いていくことができるよう、地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを推進するため、子ども食堂・地域食堂を開設し、運営に取り組む団体に対し、費用の一部を補助します。	こども未来課
第2のセーフティネット <sup>*</sup> の充実	経済的困窮や社会的孤立などの課題を抱える人に対し、社会とのつながりを持って自立できるよう、地域や他機関と連携しながら包括的に支援します。 生活困窮世帯の子どもに対し、地域の教員経験者やボランティアの協力を得ながら、安心して学ぶことのできる居場所を提供し学習習慣の定着を図ります。	福祉課 社会福祉協議会

## (5) 関係機関の連携促進

多様化、複雑化する福祉ニーズに対応するため、相談支援機関、行政機関、社会福祉協議会や地域福祉活動団体の連携を強化していきます。

### 【市民・地域の取組】

主体	内容
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○関係機関との定期的な情報共有に努めていきましょう。
福祉施設・事業所	○関係機関との交流や連携の機会をつくり、定期的な情報共有に努めていきましょう。 ○関係機関への適切な情報提供に努めていきましょう。

【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
子ども・子育て会議 こども園入園支援委員会 医療機関情報提供	子ども・子育てに関する課題を関係者で共有する仕組みづくりや会議を開催します。	こども未来課
要保護児童対策地域協議会	要保護児童への早期かつ適切な対応が図れるよう、毎月要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との一層の連携強化及び園・学校との情報共有と相互の支援体制の確立を進めます。	こども未来課
地域包括ケアシステム <sup>*</sup> の推進	住まい・医療・介護・予防・生活支援を担う関係職種が連携する、新城市の地域包括ケアシステム <sup>*</sup> を推進します。	高齢者支援室
地域自立支援協議会	個々のニーズに応じた支援だけでは解決できなかった課題については、地域の関係者が集う協議会にて情報共有を図り、解決に向けた取り組みを進めます。	福祉課
社会福祉法人の連携強化	社会福祉法人・施設が、それぞれの専門性を活かし、協働して福祉教育や地域づくりに取り組むための連携体制の構築を目指します。	社会福祉協議会

## 基本目標3 「尊厳が守られる」環境をつくる

### (1) サービスの質の確保

誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けて、利用者にとって必要な福祉サービスのあり方や、相談支援体制の充実を図っていきます。また、サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情への対応等を通じて、様々な人が満足できる利用につながるよう福祉サービスの質の向上に努めます。

#### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	○福祉サービスに関する情報を確認してみましょう。
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○地域のニーズをサービス提供事業者等へ伝えていきましょう。
福祉施設・事業所	○常にサービスの向上を意識していきましょう。 ○関係機関が協働して研修会等を実施していきましょう。

#### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
在宅福祉サービスの 実施	在宅福祉サービスの提供を通じて、地域の福祉課題・生活課題を早期に把握し、ニーズに即した機能強化・内容の充実を図ります。	社会福祉協議会

## (2) 福祉施策・福祉サービス基盤の充実

NPO\*法人やボランティア団体などが、新しく福祉事業へ参入しやすくなるように支援をしていくとともに、把握した課題を解決するための新しいサービスを実施していきます。

### 【市民・地域の取組】

主体	内容
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○インフォーマルサービス*を充実していきましょう。 ○地域の福祉関係者との連携を密にしましょう。
福祉施設・事業所	○新たな地域福祉課題への対応に努めていきましょう。

### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
介護保険総合事業	全域的に効果的なふれあいサロン*が開催されるよう、事業の周知と運営への支援を図ります。	高齢者支援室
障害者福祉サービス事業	障害福祉計画*等で掲げた成果目標、活動指標に関する点検・評価を毎年行うとともに、市民及び障がい者向けアンケートを定期的実施し、サービスの改善、質の向上に努めます。	福祉課
高齢者福祉サービス事業	高齢者の生活支援体制を整備します。 (第8期新城市高齢者福祉計画で定めます。)	福祉課

### (3) 災害時の支援体制の構築

災害時の要援護者の把握と登録を促すとともに、支援者の協力を得て、支援体制を強化していきます。

また、防災ボランティアコーディネーター<sup>\*</sup>の養成、災害ボランティア<sup>\*</sup>の受入体制の整備を行います。

さらに、配慮が必要な方の避難の受入体制を構築するため、福祉避難所<sup>\*</sup>の指定の拡充を図るとともに、受入・運営体制の構築支援及び連絡体制を確立します。

#### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災しないための対策をしていきましょう（自宅の耐震化・家具転倒防止など）。</li> <li>○災害時への備えをしていきましょう（食糧等の備蓄、家族との連絡体制など）。</li> <li>○防災訓練へ積極的に参加してみましょ。</li> <li>○防災ボランティアコーディネーター<sup>*</sup>に登録していきましょう。</li> <li>○災害時要援護者<sup>*</sup>に登録していきましょう。</li> </ul>
地域・市民活動団体 ボランティア団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者の生活支援、家屋の復旧作業などの活動をしていきましょう。</li> <li>○防災ボランティアコーディネーター<sup>*</sup>として登録し、災害ボランティア<sup>*</sup>センターの設置・運営をしていきましょう。</li> <li>○災害時に住民同士が助け合える体制について考えていきましょう。</li> </ul>
自主防災会 (行政区) 消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災訓練を実施していきましょう。</li> <li>○地区防災計画を作成していきましょう（避難・安否確認などの方法確立）。</li> <li>○食糧・資機材の準備をしていきましょう。</li> </ul>
福祉施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉サービスの利用者や家族に対し、災害時要援護者<sup>*</sup>登録について情報提供していきましょう。</li> <li>○関係者と連携した利用者の避難誘導策を検討していきましょう。</li> <li>○利用者の自宅での備えや地域とのつながりを支援していきましょう。</li> <li>○防災訓練や避難訓練を定期的実施していきましょう。</li> <li>○災害時の安否確認等に協力していきましょう。</li> <li>○災害時の支援拠点として協力していきましょう。</li> </ul>
民生委員・児童委員 <sup>*</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時要援護者<sup>*</sup>対象者に対し登録について情報提供していきましょう。</li> <li>○関係者と連携した災害時要援護者<sup>*</sup>の把握及び対応策を検討していきましょう。</li> </ul>

#### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
災害時要援護者*避難支援	自主防災会、民生委員、消防団へ名簿情報を提供することにより登録者の周知を図り、地域での支援体制を確立するため、自主防災会が作成する地区防災計画の作成支援を行います。 また、対象者への周知を強化し、登録率の増加を図ります。	防災対策課 福祉課
災害ボランティア*センターの体制整備	市、社協職員、ボランティアを対象とした災害ボランティア*センター運営訓練を実施し、災害時の体制整備に努めます。 定期的にボランティア養成講座を開催し、災害時の人員確保に努めます。	福祉課 社会福祉協議会
福祉避難所*の指定・体制構築	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など配慮が必要な方の避難の受入体制を構築するため、指定の拡充を図るとともに、受入・運営体制の構築支援及び連絡体制を確立します。	防災対策課 こども未来課 福祉課

#### (4) 地域での移動支援の充実

自家用車などの移動手段や運転免許証がなくても買い物や病院など希望する場所に行くことができ、生活の質を守り地域で暮らし続けられるまちを目指し、デマンド型\*の区域運行、公共交通空白地有償運送\*や福祉有償運送\*など地域の特性やニーズに合わせた生活の足を確保できるよう検討していきます。

そして、公共交通が単なる移動手段としてだけでなく、顔見知りをつくる地域のコミュニケーションの場としてなど、人と人がつながるツールとなるよう、利用促進に取り組みます。

また、子どもや障がいのある人、高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めます。

#### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	○公共交通の利用に配慮が必要な人に対し、利用しやすいような手助けを心がけていきましょう。
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○地域の助け合いによる外出支援の仕組みづくりについて考えてみましょう。

【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
地域で生活し続けられるための足を確保する公共交通の再編	運転免許証の返納やバス停まで歩くことが困難な高齢者が増えてきたことから、市内のどこに住んでいても生活の足が確保され、孤立化することがないようにSバスの路線経路の見直しやデマンド型*区域運行の普及を図るなど、生活圏と生活の質を重視した公共交通の再編を促進します。	公共交通対策室 各総合支所地域課
高齢者、障がいのある方等に対する外出支援	タクシー利用料金助成等を継続します。 公共交通機関、タクシー、福祉バス*等の交通手段の活用を視野に入れた余暇活動の場などの充実や創出を図り、買い物や通院に限らず様々な外出ができる環境づくりについて検討を行います。	福祉課
有償運送の適正な運営の確保	新都市有償運送運営協議会において、NPO*法人等による有償運送の適正な運営の確保と、市民の福祉の向上等により公共の福祉の増進を図ります。	福祉課
買い物・外出の支援	交通や買い物の不便が課題とされている地域で、福祉バス*が活用されるよう支援します。 車を運転しない方の移動手段に関する相談・支援を行います。	社会福祉協議会

(5) 居住支援の充実

生活困窮者\*に対して、住宅確保に必要な給付を行うとともに、関係機関と連携しながら就労支援等の自立に向けた支援を実施します。

また、自宅での生活に不安がある高齢者に対して、居住の場を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送れるように支援します。

【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
生活困窮者*の生活支援	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は喪失するおそれがある者に対し住居確保給付金を支給するとともに、関係機関と連携しながら就労支援等を実施します。	福祉課
高齢者の居住支援	自宅での生活に不安があるひとり暮らし高齢者・高齢者世帯の方へ居住提供を行います。	社会福祉協議会

## (6) 権利擁護※体制の充実及び成年後見制度利用促進計画

成年後見制度※の利用について、より一層の周知・啓発を行うとともに、成年後見制度※の利用を希望する人や成年後見人等からの相談支援を充実します。

また、成年後見制度※の利用を必要とする人を支えるため、適切な成年後見人等の推薦を行えるよう、関係機関との地域連携ネットワークの体制づくりに取り組みます。

さらに、専門職の協力体制を強化するとともに、住民の理解と協力を得て、地域における権利擁護※支援の担い手の育成に取り組みます。

児童、高齢者及び障がい者に対する虐待の防止及び早期発見、早期対応について、関係機関等との連携を強化し、情報共有と相互の支援体制の確立を進めます。

また、虐待に関する意識向上を図るための広報活動を実施します。

### 【市民・地域の取組】

主体	内容
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身近で困っている人の相談相手になってみましょう。</li> <li>○権利擁護※に関する講座などに参加してみましょう。</li> <li>○虐待や権利侵害（疑いの場合も含む）に気づいた場合には速やかに市役所などに連絡しましょう。</li> </ul>
地域・市民活動団体 ボランティア団体	○日頃の活動の中で、虐待や権利侵害（疑いの場合も含む）に気づいた場合には、速やかに専門機関に相談していきましょう。
福祉施設・事業所	○虐待や権利侵害（疑いの場合も含む）に気づいた場合には、関係機関と連携し対応していきましょう。

### 【市・社協の取組】

取組名	取組内容	主担当課
成年後見支援センター事業の充実・強化	成年後見制度利用促進法で求められている機能（相談体制の充実、成年後見制度※の利用促進等）の充実・強化を順次進め、令和3年度において全面施行できるよう体制整備を図ります。	福祉課
地域連携ネットワークの構築	令和3年度を目標に体制整備を進める成年後見支援センター事業において、「チーム」、「中核機関」及び「協議会」の基本的仕組みの構築を図ります。基本的仕組みの構築後は機能等の充実強化を進めます。	福祉課

取組名	取組内容	主担当課
成年後見支援センター事業	<p>ホームページやパンフレットの活用、出前講座等の開催等による広報活動を行います。</p> <p>認知症*、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない方の権利侵害や虐待等に関する総合的な相談・支援を行います。</p> <p>地域の権利擁護*支援の担い手となる「よりそいサポーター」を養成します。</p> <p>関係機関、専門職等との連携を図り、後見人等候補者の受任調整、後見人支援等を行います。</p>	社会福祉協議会
要保護児童対策地域協議会	<p>要保護児童への早期かつ適切な対応が図れるよう、毎月要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との一層の連携強化及び園・学校との情報共有と相互の支援体制の確立を進めます。</p>	こども未来課
高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク	<p>高齢者及び障がい者に対する虐待の防止及び早期発見のため、地域住民への広報、関係者間での連絡網の形成等をするとともに、必要に応じて会議を開催し、対応の協議・評価・見直し等を行います。</p>	福祉課
地域自立支援協議会	<p>地域の関係機関と連携して、障がい福祉に関連する情報提供、普及啓発活動、障害者差別の解消等の取り組みを進めます。</p>	福祉課

## || 成果目標

対応する 基本目標	項目	現状 (令和元年度)	目標 (令和6年度)
基本目標1	地域活動やボランティア活動に参加している市民の割合（地域福祉アンケート調査）	54.1% (H29)	増加
基本目標2	生活上の悩みや不安の相談相手として「誰にも相談していない」人の割合（地域福祉アンケート調査）	10.8%	減少
基本目標3	子育てを応援するためのサービスの満足度（市民満足度調査）	74.3% (H29)	増加
基本目標3	高齢者の自立支援や福祉対策の満足度（市民満足度調査）	65.5% (H29)	増加
基本目標3	障がいのある方の自立支援や福祉対策の満足度（市民満足度調査）	66.1% (H29)	増加
基本目標3	災害時要援護者※避難支援制度の市民の認知度（地域福祉アンケート調査）	53.3% (H29)	増加



## 計画の推進体制

### 1 計画の推進体制

#### (1) 計画の推進体制の確立

第2次計画では、計画の評価や進捗状況についての進行管理を行うため、関連する主な事業・活動の評価と見直しなどを実施し、この計画の実現に向けて着実に進めてきました。

第3次計画においても、計画を着実に推進するため、より具体的な進行管理の体制について整備していく必要性があります。

本計画は、新城市が策定する「地域福祉計画」と新城市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を一体として策定しています。「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、新城市の社会福祉を推進する車の両輪の関係にあり、理念と課題を共有しながら、連携を強化し、地域福祉の推進に努めることが必要です。

また、地域福祉の課題は、福祉部局間の連携に加え、福祉部局外との連携も必要となるため、計画の推進にあたって市内の総合的かつ横断的な体制を整備し、関係部局における連携と情報共有に努めます。

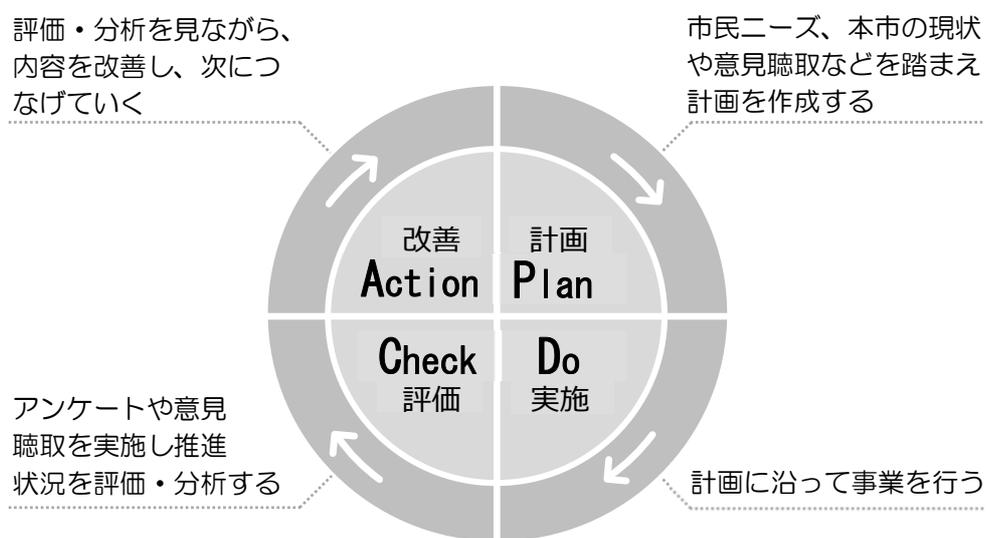
第3次計画では、新城市地域福祉計画策定委員会において審議された計画について、計画期間中の毎年度の評価や進捗状況について進行管理を行う組織「(仮称：地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議)」を設置し、新城市、新城市社会福祉協議会において、連携しながら計画のさらなる推進を図ります。

本計画の進捗状況の管理・評価については、計画を立て (Plan)、実行 (Do)、その進捗状況を定期的に把握・評価した上で (Check)、その後の取り組みを改善する (Action)、一連のPDCAサイクル\*の構築に努めます。

主な事業・活動についての評価や施策ごとの主体別の役割などの取り組み状況を把握・確認し、施策が推進されているかどうか、進捗状況などについて評価を行います。

これら評価したものは第3次計画3年目の中間評価時において、次回の新城市地域福祉計画策定委員会に報告し、この結果報告を踏まえ、計画がさらに推進するための重要事項の審議をしていきます。

## PDCAサイクル\*のイメージ



## (2) 計画の周知と啓発

本計画は、行政、社会福祉協議会だけでなく市民や関係機関など多様な主体が協働して地域福祉を推進するものです。

より多くの人に地域福祉の理解と参加を促進するために、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者などすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知していきます。

## 2 関係機関等との連携体制の整備

### (1) 地域との連携

取り組むべき課題や内容に応じた適切な地域と連携し、対象の地域がより住みやすい地域となるよう地域福祉の推進に取り組みます。

### (2) 事業所等との連携

市民の多様な福祉ニーズや地域課題に対応できるよう、福祉サービス提供事業者・民間企業などとの連携強化を図ります。

### (3) 関係団体・市民との連携

本計画について広く周知し、啓発を図り、地域福祉の担い手として、活動への積極的な参加を促進します。



## 参考資料

### 1 新城市地域福祉計画策定委員会条例

平成24年12月20日

条例第42号

改正 平成28年12月22日条例第52号

(設置)

第1条 社会福祉法<sup>\*</sup>(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく新城市地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、新城市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉に関する事項の審議及び調整に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉法人新城市社会福祉協議会を代表する者
- (3) 新城市民生委員児童委員協議会を代表する者
- (4) 福祉サービス事業者を代表する者
- (5) ボランティア団体又はNPO<sup>\*</sup>法人を代表する者
- (6) 市民を代表する者
- (7) 市内の小中学校長を代表する者
- (8) 愛知県新城保健所を代表する者
- (9) 愛知県新城設楽福祉相談センターを代表する者

2 委員の任期は、前項に規定する委嘱の日から計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成28年12月22日条例第52号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 2 新城市地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	役職	所属	参加する立場
檜村 愛子	教授	愛知大学	条例第4条(1) 学識経験者
前澤 このみ	会長	社会福祉法人 新城市社会福祉協議会	条例第4条(2) 新城市社会福祉協議会
森藤 好章	前会長	新城市民生委員児童委員協議会	条例第4条(3) 民生・児童委員代表
渡邊 竜夫	センター長	新城市基幹相談支援センター (新城福祉会職員)	条例第4条(4) 福祉サービス事業者 (障がい)
内藤 直美	介護支援 専門員	愛知東農業協同組合 (介護支援センター)	条例第4条(4) 福祉サービス事業者 (高齢者)
中谷 昌美	代表	特定非営利活動法人 ママ・サポート子いづみや	条例第4条(4) 福祉サービス事業者 (こども)
工藤 明人	事務局長	特定非営利活動法人 東三河後見センター	条例第4条(4) 福祉サービス事業者 (権利擁護※)
山本 拓哉	会長	ボランティア連絡協議会	条例第4条(5) ボランティア団体
阿部 和子	代表	子育て情報誌さくら	条例第4条(5) ボランティア団体(児 童・子育て支援団体)
伊東 愛子	監査役	新城はぐるまの会	条例第4条(5) ボランティア団体 (高齢者・障がい者支 援団体)
石野 里美	所長	鳳来自治振興事務所	条例第4条(6) 市民代表(行政区)
阿部田 久美子	団体会長	新城市地域自立支援協議会 (新城市手をつなぐ育成会会長)	条例第4条(6) 市民代表(障がい者)
荏原 彰	代表	福祉活動団体 本宮の会	条例第4条(6) 市民代表(高齢者)
杉木 隆浩	団長	新城市消防団	条例第4条(6) 市民代表(消防団)
鈴木 則明	校長	新城市小中学校長会 (東郷西小学校校長)	条例第4条(7) 小中学校代表
小田 京子	健康支援 課長	愛知県新城保健所	条例第4条(8) 行政機関
長坂 嘉彦	次長兼 地域福祉 課長	愛知県新城設楽福祉相談センター	条例第4条(9) 行政機関

### 3 策定経過

年月日	内容
平成29年8月4日 ～8月21日	アンケート調査の実施 ・新城市在住の18歳以上の市民（無作為抽出）2,000人 ・郵送配布・回収による調査方法（回収687部）
平成31年1月11日 ～1月25日	アンケート調査の実施 ・新城市内の福祉関係機関・サービス提供事業所、福祉関係のボランティア・NPO※活動団体 101団体 ・郵送配布・回収による調査方法（回収74部）
令和元年7月17日	第1回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の概要について ・新城市の地域福祉の課題、計画骨子（案）について ・今後のスケジュールについて
令和元年9月3日	第2回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第2次地域福祉計画の評価について ・新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画骨子（案）について
令和元年10月10日	第3回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
令和元年12月9日	第4回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
令和元年12月20日 ～令和2年1月20日	パブリックコメントの実施
令和2年2月20日	第5回新城市地域福祉計画策定委員会 ・新城市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について ・パブリックコメントの実施結果報告について

## 4 用語解説

各用語横の【 】内の数字は、本計画書でその用語を使用しているページを表示しています。

### 【あ行】

#### アウトリーチ 【3、40、53】

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人や自らSOSを出せない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。

#### インフォーマルサービス 【59】

自治体や専門機関など、フォーマル（正式）な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のこと。

#### NPO 【10、40、59、62、69、72、73、77】

Non Profit Organizationの略。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公営活動を行う非営利組織・団体。

### 【か行】

#### 共生社会 【54】

様々な状況や状態の人々がすべて分け隔てなく包摂され、障がいのある人もない人も、支え手側と受け手側に分かれることなく共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会。

#### ゲートキーパー 【50】

悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聞き」、必要な支援に「つなげ」「見守る」人のこと。

#### 権利擁護 【35、41、43、44、63、64、71、76】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの表明を支援し、代弁すること。また、最近では自ら意思を決定することに困難を抱える高齢者や障がい者等が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるように支援することやその仕組みである意思決定支援の考え方が広がっている。

#### 公共交通空白地有償運送 【61】

バスやタクシーなどの公共交通機関によっては住民に対する移動手段が確保できないと認められる場合において、NPO\*法人などの非営利団体が、営利目的とは認められない範囲の運送の対価によって、自家用自動車を使用して運送する運行形態。

#### 合理的な配慮 【9】

障がいのある方々の人権が障がいのない方々と同じように保証されるとともに、教育や就業、その他社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障害特性や困りごとに合わせて行われる配慮のこと。

### **高齢化率 【11、13、18～27、41】**

65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合のこと。高齢化率が7%～14%の社会を高齢化社会、14%～21%の社会を高齢社会、21%以上の社会を超高齢社会という。

### **子育て世代包括支援センター 【54】**

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ※の子育て支援拠点。

## **【さ行】**

### **災害時要援護者 【23、39、60、61、65、78】**

要介護高齢者や障がい者など災害時に自分で避難することが難しく、避難の支援を必要とする人のこと。平成25年6月の災害対策基本法の改正により「避難行動要支援者名簿」の作成が義務づけられたが、新城市では市民に認知されている「災害時要援護者」の名称を使用している。

### **災害ボランティア 【60、61】**

災害発生後に被災者の生活や自立を支援し、また行政や防災関係機関等が行う応急対策を支援する、自発的に能力や労力、時間を提供する個人・団体を指す。有事の際は災害ボランティアセンターによって総合的な調整が行われ、募集・受け入れ・情報提供等関係団体との連絡調整活動を行っている。

### **社会福祉法 【2、5、6、40、69】**

社会福祉サービスの基礎をなす法律で、社会福祉の目的や理念、原理等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉の基礎構造に関する規定が定められている。

### **障害福祉計画 【5、10、59】**

障害者総合支援法に基づく市の計画で、障がい者それぞれの日常生活の自立・社会的自立を支える自立支援給付及び地域生活支援事業に関する事項を示す計画。

### **身体障害者手帳 【16】**

身体に障がいのある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳。身体障害者とは、身体障害者障害程度等級表に該当する障がいにより都道府県から障がいの認定を受けて手帳を交付された人という。

### **生活困窮者 【2、8、33、35、55、62、75】**

生活困窮者自立支援法※第3条第1項に定められる対象者。「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」。

## **生活困窮者自立支援法 【2、6、74】**

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者<sup>※</sup>に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる制度。

## **成年後見制度 【2、9、35、41、43、63】**

知的障がい、精神障がい、認知症<sup>※</sup>等により、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。

## **セーフティネット 【75】**

困難な状況に陥った場合の援助や、そうした事態になることを防止するしくみまたは装置を意味する。地域福祉では、地域の住民、関係機関・団体、市町村などが地域における課題を共有化し、計画的な課題解決のための取り組みを推進するとともに、地域において様々な困難や課題を抱える「要援護者」を早期に発見し、必要なサービスにつないでいくための情報提供や相談機能の整備と、それらの連携システムのことをいう。

## **【た行】**

### **第2のセーフティネット 【56】**

最後のセーフティネット<sup>※</sup>である生活保護制度における自立助長機能の強化とともに、生活保護受給者以外の生活困窮者<sup>※</sup>に対する新しいセーフティネット<sup>※</sup>である生活困窮者自立支援制度のこと。福祉事務所が窓口となり、自立相談支援事業、住宅確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもの学習・生活支援事業などの事業がある。

### **ダブルケア 【1、3】**

介護が必要な親族や近親者が複数存在し、ダブルで面倒を見なければならない状態のこと。その中でも、子育てと親や親族の介護を一人で抱えることが最近問題になっている。

### **地域共生社会 【1】**

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において地域共生社会の実現が盛り込まれており、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」と位置づけられている。

### **地域包括ケアシステム 【2、8、57】**

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることを可能とする、地域における包括的な支援・サービス提供体制のこと。国は、令和7年を目途として構築を推進しており、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

### **地域包括支援センター 【31、49、54、55】**

市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設のこと。主な業務は、介護予防支援及び包括的支援業務（①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護\*業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）で、制度横断的な連携ネットワークを構築して実施する。

### **デマンド型（デマンド型交通） 【61、62】**

路線バスとタクシーの中間的な位置にある交通機関。利用者の事前予約により運行するという特徴があり、運行方式や運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

## **【な行】**

### **日常生活自立支援事業 【35】**

認知症高齢者\*、精神障がい者、知的障がい者等、判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業のこと。

### **認知症 【19、47、49、55、64、75】**

いったん正常に発達した知能が、脳の病的な変化により低下し、日常生活上あるいは社会生活上支障をきたした状態をいう。代表的なものとして、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症がある。症状としては、認知機能障がい（物忘れなど）、精神症状・行動障がい（幻覚、妄想、徘徊など）、神経症状（パーキンソン様症状など）などがみられる。

### **認知症高齢者 【41、43、49、76】**

高齢期における脳の広範な器質的障がいにより、獲得されている知能が低下していく「認知症症状」を示している高齢者のこと。認知症には「アルツハイマー型認知症」や脳血管障がいによる「脳血管性認知症」などがある。

### **認知症サポーター 【49】**

認知症\*を正しく理解し、認知症\*の人や家族を温かく見守る応援者のことであり、認知症サポーター養成講座を受講した人を認知症サポーターと呼んでいる。

## **【は行】**

### **ひきこもり 【3、36、55】**

社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す（他者と交わらない形での外出は除く）。

### **PDCAサイクル 【66、67】**

計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直して、次回のplanに結び付ける。このらせん状のプロセスを繰り返すことによって、継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法。

### **福祉バス 【47、62】**

行政等が主体となって運行し、高齢者、障がい者等の日常生活の移動を確保するバスのこと。新城市では社会福祉協議会が地域福祉の増進を目的に車両貸出を行い、地域の交流行事や買い物支援に活用されている。

### **福祉避難所 【60、61】**

主として要配慮者\*を滞在させることを想定し、災害対策基本法施行令に規定された避難所。

### **福祉有償運送 【61】**

タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障害者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO\*、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用して会員に対して行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスのこと。

### **ふれあいサロン 【33、59】**

「ふれあいサロン」、「ふれあい食事会」や「ミニデイサービス」など地域によって呼び名は異なるが、地域において住民が主体となって、身近な場所で生きがいくくり・仲間づくりなどのために集うふれあいの場。

### **防災ボランティアコーディネーター 【39、60】**

災害時に、全国から駆けつけたボランティアの受け入れを行い、支援を必要としている被災者のニーズの把握し、適材適所へボランティアを派遣するなど被災者とボランティアのパイプの役割を担う人のこと。

### **ボランティアセンター 【47、52】**

地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されることが多く、ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。

## 【ま行】

### 民生委員・児童委員 【48、60】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っている。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っている。

## 【や行】

### 要配慮者 【8、55、77】

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者<sup>\*</sup>」という言葉に代わり、新たに定義された言葉で、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のことをいう。

## 【わ行】

### ワンストップ（ワンストップサービス） 【74】

一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるように設計されたサービス。特に、様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。



